

1. 議事日程

(平成17年第3回安芸高田市議会9月定例会第3日目)

平成17年9月16日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第71号 島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに  
関する協議について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	青原敏治
12番	金行哲昭	13番	杉原洋
14番	入本和男	15番	山本三郎
16番	今村義照	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

5番	小野剛世	17番	玉川祐光
----	------	-----	------

4. 会議録署名議員

19番	渡辺義則	20番	亀岡等
-----	------	-----	-----

5．地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	廣 政 克 行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福 田 美 恵 子	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	杉 山 俊 之	消 防 長	村 上 紘
八千代支所長	平 下 和 夫	美土里支所長	立 川 堯 彦
高宮支所長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向原支所長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯	監 査 委 員	上 国 英 登
監査委員事務局長	佐 々 木 清	人 権 推 進 課 長	毛 利 宣 生
高齡者福祉課長	沖 野 和 明	高齡者福祉課主幹	花 尾 智 恵 夫

6．職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長

おはようございます。  
時間が参りましたので、ただ今の出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、  
19番、渡辺義則君 20番、亀岡等君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

松浦議長

日程第2、一般質問を行います。  
それでは質問の通告がありますので順次発言を許します。  
18番 岡田正信君。

岡田議員

日本共産党の岡田正信です。通告に基づきまして、市長並びに教育  
長にお尋ねいたします。最初に中学校の教育の採択を巡っての關係に  
質問をいたします。これは、4年に一度あるように聞いておりますが、  
来年から新しく教科書が変わる年でもあります。この春から、いえ、  
以前からもこの問題がクローズアップされまして、歴史教科書が国際  
的にも有名になりまして、外交問題も広がるようだったんですが、こ  
れに対しましては、いろんなマスコミも報道されましたが、歴史觀の  
違いとか今まで使った歴史教科書とは随分変わっているということが  
報道されましたが、本市におきましてこの採択において、どうい  
う問題があってこの教科書がどのように採択があってされたか、お尋ね  
するところであります。

2つ目には中山間地域の直接払い、これも今まで5年間行われまし  
て今年からまた新たに行われるわけですが、簡単に申し上げますと、  
継続した場合は、今までよりは若干単価が低うなると、新しくメニュ  
ーを加えると100%もらえるというような主旨のことを伝えており  
ます。本市におきましても各地域、各支所において説明会が行われて  
いるようですが、そのメニューといいますか、具体的にどの点を指導  
すればいいかと、私どもが説明受けたときにはまだ県の方針が決まっ  
てない。7月段階ではわかってないのに地域で説明会を行われたとい  
うように聞いとります。8月をもってこれは期限が来るということ  
ですから、もう既に具体的な例が決まって、本市におきましてもいろ  
いろ山間地域がでとると思います。変わった点と、全体では新たに何  
地区参加されたかと、新規加入がどのくらいあったのか、これまでの  
去年までの5年間の分は途中からでも参加できたわけですが、今回の  
場合は、まあ例えば来年からは、新しくそれに参加するということが

可能なのか4点ばかりお尋ねするところであります。

それから3番目にはアスベスト対策、これは同僚議員が昨日も申されましたけれども、補正予算にもそういう対策として組まれておりますが、健康診断、私は健康診断というのはなかなか難しいようでございますけれども、希望者があった場合はですね、そういうことをピックアップしてでも、健康診断を別に設けるんかどうなんかということをお尋ねするところでございます。市内の工場に対しては、昨日の答弁では、県の方が工場をピックアップ、リストを出して、それに基づいて調査するやにお聞きしたんですが、本市で県のリストアップを待たずしてでも調査する気があるのか、それで、既にわかっていることがあるんならばお答え願いたいと思います。

3番目には、リサイクル工場、これは、アスベストとは直接関係ないところを私、お尋ねするわけですが、高宮・美土里別れにプラスチックのリサイクル工場、プラスチックのリサイクルと言いましてもアスベストとは直接関係ありませんけれども、プラスチックの塗装言うんですか、色の関係とかいろんなもんがプラスチックにあると思います。これが、野外に垂れ流される場合はそれ相当の設備をしないと汚染につながると、この点は申請があったらどのように工場の施設ができとるのかお尋ねするところでございます。

次に部落解放同盟の広島県連合会高田市協についてお伺いするところでございますが、これは合併当初から6町の運動団体そのままを引き続いたものですから、各町の6町の支部が当時は、美土里町においては、支部は存在してなかった、で新たにそういうものができて、6支部がすべてできているのかお尋ねするところであります。それから2番目には特別措置法の期限切れ、法が失効され、現在運動方針が、私の聞くところによりますと、以前の解放同盟の広島県連の運動方針と各町の解放同盟の運動方針は同じでありまして、これを持ち寄ったならば、必然的に同じ運動方針となると思うんですが、どのように変わっているのかお尋ねいたします。3つ目には差別糾弾闘争、行政闘争とまあこれまで部落解放同盟運動団体よく言われとったわけですが、今もこのような運動が依然として行われているのかお尋ねするところであります。

あとは自席にて再質問させていただきます。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議長。中学校の歴史教科書の問題についてはいろいろ新聞等でも報道されている色々な課題があるようでございます。詳しくは教育長の方から答弁をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

中山間地域の直接支払制度につきましては、本制度は平成12年度から昨年度までの第1次分が終了したというのは、ただ今、岡田議員

さんの方からご指摘のとおりでございます。本制度の新たな継続につきましては、議会におかれましても、継続について、国等へ要望活動でご支援いただきまして、このことが実現したわけでございます。本年度から実施されます、中山間地域直接支払制度につきましては、おおむね前回と同様な内容となっておりますが、交付額の単価の変更など、要件が厳しいものになっております。対象地域につきましては、合併に伴いまして、全市域が過疎地域の指定となりましたので、全市域の農業振興地域を対象として行っております。これには20分の1と100分の1という2つがあるわけでございますが、合併前には100分の1を採用したところ、しないところ、あったわけですが、今回は全市域につきまして100分の1の基準も採用していくということで進めておるわけでございます。事業への参加状況でございますが、前回より、37件多い、200協定件数で現在調整を行っておるところでございます。事業は今年度からスタートするものでございますが、事業への参加は翌年度以降も可能であり、今後の集落営農に活用するためにも対象地域で今回不参加の地域への事業推進につきましては、関係機関と連携を図りながら、今後も取り組みをいたしてまいりたいというように考えておるところでございます。

次に、アスベストの対策でございます。アスベストにつきましては、大気中に浮遊するものを吸い込んで悪性中皮腫になりやすいことが知られており、20年から50年の長い潜伏期間を経て、発症すると言われております。議員からのご指摘のように本市の総合検診においてアスベスト検査項目を追加するといったしますと、移動レントゲン車のレントゲン検査が考えられますが、実際の中皮腫の診断には高度の医療器具を必要といたしますことから総合検診での発見は困難であろうかと思われまます。このようなことから、過去にアスベストを取り扱ったことのある方で不安のある方につきましては、労働基準監督署にご相談をいただきたいと今考えておるところでございます。中皮腫の診断には、CTとか、ヘルカルCT、マルチスライスの高度の医療機器が必要なものとなるので、総合検診でそれをやるというのはちょっと難しい問題ではなかろうかと考えております。

次に、本市内における、実態の調査でございますが、このことにつきましては、先ほど田中議員さんのご質問もいただいておりますが、現在広島地域事務所から照会を受け、実態調査のためのリスト作製を行っております。また、公共処置につきましても、現在担当部課へ実態の調査を指示しております。近々その調査結果を取りまとめることといたしております。なお、安芸高田市内におきましては、平成17年度現在、アスベストの製造に関する工場は、存在しない旨、広島県の担当課から確認をいたしておるところでございます。

次に、美土里町と高宮町の町境に設置が計画されております、リサイクル工場につきましては、広島県への申請によりますと、廃プラス

チックの中間処理施設及び処理業の計画でございますので、アスベストとは関係のない施設と思われます。

部落解放同盟安芸高田市協議会についてでございます。部落解放同盟安芸高田市協議会は本市合併前の昨年2月23日に旧高田郡6支部をもって安芸高田市協を結成しまして市内全域を活動範囲としております。ご承知のとおり、同和対策事業特別措置法は失効いたしまして、同和事業は一般対策に移行しております。市の合併協定の、皆さんご存知だと思いますが、52項目の基本的な合併協定を合併の時に取り決めをしております。その中で、42項目めに同和対策・同和教育事業の取り扱いという項が、協定書の中に盛り込まれておりまして、同和対策・同和教育については、一般対策に移行すると、はっきり、これはもちろん、国の方がなくなったということから、はっきり明記をしております。その基本線に沿って現在施策を進めているところでございます。ご承知のとおり、同和対策特別措置法が失効し、同和対策事業は一般事業に移行したわけでございます。しかし、依然として存在する人権問題の解決のために、昭和12年12月に国におきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、これに基づき基本計画が示されているところでございます。新市におきましては、同和対策は一般対策に移行を行うということとし、現在、国・県の方針に基づきまして、人権対策に関する政策を総合的かつ、計画的に推進すべく努めております。これらの状況の中で、部落解放同盟安芸高田市協議会では運動方針を人間平等の社会実現と個人の尊厳を守り抜くことを一貫して、先人からの部落解放運動を継承し、あらゆる、差別の撤廃・人権確立を目指して活動しております。また、さまざまな人権問題の解決は行政の責務であるということでございますのでその早期解決にあたっては、人権推進団体と連携を図りまして、協議することが我々としても今後大切なことであろうとこのように考えておるわけでございます。

以上、私の答弁を終わらせていただきますが、第1の中学校の歴史教科書につきましては、教育長の方から答弁をいたしますし、また、再質問につきましては、担当部長の方からも答弁をさせていただきたいというように思っています。

すいません。先ほど答弁の中で、昭和12年12月、国において人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、これに基づきまして、基本計画が示されたと申し上げましたが、平成12年12月の謝りでございますので訂正をさせていただきます。

松浦議長

はい。引き続き答弁を求めます。

佐藤教育長

教育長 佐藤勝君。

議長。中学校の歴史教科書問題につきまして、先ほどの岡田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、中学校社会科の歴史的分野の教科書に関わるの問題へのお尋

ねでございますが、今回の教科書採択に関しましては、新しい歴史教科書をつくる会が執筆をし、扶桑社から発行された教科書を巡って賛否両方の支障がマスコミを通じて報道されてきたことは皆様よくご存知のことと思います。ただし、教科書そのものは、文部科学大臣の検定に合格しており、記述等に問題があるとは言えません。ただ、新しい教科書をつくる会の教科書の中には戦争賛美の内容があるというようなことについて、学校の方からも批判をされており、扶桑社の発行の歴史教科書を採択しないよう強く求めたということから外交問題にも発展したと私は捉えております。安芸高田市では18年度より、中学校が使用する歴史的分野の教科書は、慎重に審議をいたしました結果、現在使用している大阪書籍発行の教科書を採択いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

松 浦 議 長  
岡 田 議 員  
松 浦 議 長  
岡 田 議 員

以上で、答弁を終わります。再質問ありますか。

議長。

18番 岡田正信君。

教科書問題では教育長が言われましたように文部省が決めないと選考基準に行きませんからそこに出てこない。ただ文部省が決める段階にですね、採択基準そのものが変更されたということをご存知だと思います。以前は、そういう採択と言うんですか、それに決定するまでに民間の学識経験者とか、ああいう分野から出た人が色々参加されて決定しよったものですが、小泉首相になりまして選定する人を任命する制度をつくりまして、その中からこういう状況が生まれまして、また、多分この採択する各自治体におきまして、以前の採択基準より変わったように聞いております。というのは学校教員それから教育委員会の方々とか学識とか言われた人がそこへ参加されて選考する場合に、例えば10種類教科書があった場合は、どれが一番良いかという番号をつけてその採択基準の参考にされよったというように私は聞いておりますが、そこら辺も変わってきると、ただ問題は教育長が言われましたように戦争賛美の文があるやら、侵略戦争そのものをそうでないように記述したり、靖国問題も発展したんだろうと思いますが、要は全国的にこの問題が波及されまして、もちろん県内では私が聞いたところによると全然ないんですね。もうわずか、私立では東京の方の私立の玉川学園がひとつ採用しとるか、県立でわずか。全体ではわずか0.04%くらいでわずかしか採用しとらんですよ。ところが、これが、この状態が続くと、困るのは子どもですよ。かたや、答えはこう出るけども、かたや、また違うような答えを学校で教えられると、どっちかでも答えれば合うようなことになったんでは大変なことになる。そして、まあ採択するには安芸高田市の採択範囲が北広島町まで入るんでしょうか。広島県ではどの範囲になるのか分かりませんが、そういう範囲で採択されるわけですから、責任重大になるやに心配するわけです。採択するやり方がどこまで変わっているのか。範囲

がどのくらいあるのか分かれば答弁をお願いします。

それから中山間地域の支払い問題では、確かに理解もそのようにしましたけども、メニューを見ますと、やはり、このたびの説明ではかなり厳しいことが言われたようであります。以前もそうなんですけど、5年間のどういうんですか、計画表を出して、途中で挫折すると、全額支払をせんにゃあいけんようになってるわけですが、前回の場合でもその弊害いうんですか、聞くところによるとたくさんは無いんですが、そういう指定させたところの直接払いが支給されている農家が、若い者が戻ってくると、Uターンで。宅地申請しようと思うたらそこへ参加している面積があるんで、自分の田んぼであっても出んかった。やむなく自分とこの講中いうんですか、行政区のよそへ出さんじゃあいけん。今度の場合はそういう場合は可能あるやに聞くんですが、特別にそこらが変わってるのかどうか。参加しとった場合でもその面積を来年度から減して申請すればそれで済むのかどうか、お尋ねいたします。

それからアスベスト対策については、健康保険、国民健康保険の適用者ではなかなか難しいと。私も色々マスコミ報道を読ませていただきますとなかなか難しそうではありますが、先ほど質問いたしましたのは、それがゆえに私が疑いがあるのではないかと申し出た場合には、吉田病院か可能な病院で、行けば何がしのこの多分そういうのは高いと思うんです。そういう対応を市としても考えておられるのか。お尋ねするところであります。

4つ目の部落解放同盟の問題につきましては、確かに合併当時から一般対策に移行するというように、うたわれていることは私も承知しております。ただ、最初スタートしたときにいたしましても、美土里町には既になかったものが予算化されまして、その後に支部ができた。6支部あるんですか。答弁のとおりあるんならそれでよろしゅうございます。それでただ最初に私が申し上げましたように、依然としてこの同和対策特別措置法があった時代から、人権推進委員と一般対策として人権問題を取り上げる、というところは変わりましたけれども、この支部活動の内容そのものが、依然として同じような状況であるのかというのをお尋ねしたわけですが、全ての人権は等しくというようにうたってはおりますけども、運動方針に見ますとやはり行政闘争、差別糾弾闘争というのが前面に掲げてありまして、市と協定を結んでおるから、差別発言事象が発生したということになりましたときには、過去に遡ってでも教育行政の責任を明確にしなければならぬというような運動方針を掲げたわけですね。ですから、以前の運動と部落問題、差別問題が言葉として発生したときは糾弾闘争。その行政責任。行政の責任、責務というところに私はひっかかるわけですが、この差別問題のすべてが行政の責任で起きているわけでないですね。私はそう思うんです。それがあゆえにいつまでたっても行政責任を問われ



ると。学校教育においては全く関係ないと。予算措置では人権問題としては掲げておりませんが運動団体といたしましては、この学校行政、教育行政、ここに運動方針に掲げてあるわけですから、その関係で言いますと教育関係が安芸高田に合併してからは、全く糾弾闘争とか教育行政との、以前にありました部落解放同盟の勧誘とかは全くないのかどうかお尋ねするところであります。以上です。

松 浦 議 長

再質問の答弁を求めます。

まず教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

それでは、教科書採択について最初にお答えをしていきたいと思えます。教科書の採択は小泉首相によって、変わったということも言われましたけども、国がどのような人選をするかということについて私の方で言及することはできませんけれども、安芸高田市の場合につきましては、教科書を選定するにあたりましては、まず教科書の選定委員会、委員を選ぶわけでありまして、そのメンバーは、今回は中学校でございますので、中学校の校長、教頭の代表、市内のPTAの代表の方が2名、学識経験者が2名、計6名がその選定委員になられるわけです。選定委員にいろんな調査報告をしなくてはなりませんけれども、その教科書の中身について調査するのは、調査員というのがあるわけでございますが、これが40名おりまして、これは規模が小さいものですから、芸北事務所管内で合同で調査員を出す中で調査をして、その調査の結果を先ほど言いました選定委員会に出す。選定委員会の方からこれがいいんじゃないか、というような報告を受けて、教育委員会が決定する。決定権はですね、市町村の郡、市でやりますから広島市は違いますけれども、安芸高田市の場合は、安芸高田市の教育委員会で、市内の中学校の教科書を選べるということになっております。この教科書の件につきましては以上でございます。

次に同和問題の解決にかかります解放同盟との関係でございますが、この合併以来私が教育長になりまして以来、行政闘争とか糾弾闘争いうことで出席したことは一回もありません。

以上でございます。

松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

中山間地域の直接支払制度の中で交付金の返還の免責に関する質問でございます。基本的には、これまでの5年間取り組みをしていただいております内容と変わってはおりませんが、農業者の死亡でありますとか、不慮の事故、自然災害等につきましては、当然これは、免責の該当になっております。先ほどありましたように、これまでも何件か色々なご相談を受けております。後継者の方、あるいは子どもさん等が契約期間の中で帰省をされて宅地化をしていくと。住宅を建設するというようなことで、土地を求めるといような場合がございます。これらにつきましては、前回までは当然免責の要件には該当しており

ませんでしたので、5年間の契約期間が満了するまで待ついただくか別の土地を求めていただくということで、お願いをさせていただいておりました。

今年から始まります新たな制度の内容につきましては、そこらが若干変わってきておりました、内容によっては当該年度以降の該当する面積について、交付金の交付が受けられない状況になろうと思いますが、そこらのことにつきましては、具体的な状況によってそういったことが要件が、該当するしないというようなことになっておりますので、推進を今現在進めてきておりますが、地区の指定とかいう段階であります、そういったところで地区の、区域の設定につきましては、十分そういったところの推進は地域の皆さんの方にもご説明させていただいて、現時点で計画があるものにつきましては、地区から外していくという方向で、ご説明させていただいて、できるだけ将来のトラブルがないように、ということで推進はさせていただいております。

基本的には農業後継者の、住宅用地というようなことになりますとですね、その当該年度以降の当該面積にかかる交付金が、交付されないというような、条件になるのではなかろうか、というふうに思いますので具体的にはまた、個々にそれぞれご相談をさせていただきたいと考えております。

松 浦 議 長  
福田福祉保健部長

続きまして福祉保健部長 福田美恵子さん。

アスベストに関してでございますけども、先ほど市長の方で総合検診では無理であろうということで、もしそういう心配な方がございましたら、市役所の方の相談窓口としては福祉保健部の保健医療課。そして支所におきましては市民生活課の方で相談窓口。そして医療機関でございますけども、近隣での検診可能の医療機関といたしましては吉田総合病院、安佐市民病院、市立の三次中央病院がございます。そういうところへの紹介をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長  
廣政市民部長

続きまして市民部長 廣政克行君の答弁を求めます。

部落解放同盟の市協の関係でございますが、現在各支部におきましては、先ほどご答弁申し上げましたように市協を立ち上げられまして全体としての構想を持って、各支部がそれぞれの活動を行っておられるというのが現状であります。また、この同和問題につきましては、人類の普遍の原理であります自由と平等に関わる基本的人権が、不完全にしか認められていない我が国における最も深刻にして重大な社会問題と認識しておりますし、国の責務であるし国民的な課題の責務であると私は考えておりますけども、法が切れまして、一般施策への移行といえますのも、特別対策の終了は終わりました同和問題の解決が中止や打ち切りを示したものではないと考えております。この人権教育のための、このひとつの新しく制定されました、人権教育啓発の推進にかかる法律につきましても、国の責務、地方の責務、国民の責務

として明確にうたっているところであります。この糾弾でありますけども、新市になりましたは、そういう差別事象というものも、幸いにして起きておりませんし、糾弾というひとつの行政交渉というものも、実績がございません。

松 浦 議 長  
岡 田 議 員  
松 浦 議 長  
岡 田 議 員

以上で答弁を終わります。再々質問はありますか。

議長。

18番 岡田正信君。

中山間地での問題では、直接払いの問題では、新たに畑が今度加わった関係で私は宅地の問題をお尋ねしたんですが、以前は田んぼでもそういうことがあったように聞いとるわけですから、畑が今度対象地域に含まれるわけですから、出てくるのではないかなと心配をしております。今年は1町の中に畑が例えば3反あったと。来年その畑の1反が宅地にしたから、1町が欠けるようになるんですね。1町が欠けるとそれだけではすまん。全体がバサッところなる。そこらは相談、ケースバイケースで、相談にのりますと云われたから、そこでよろしゅうございますけれども、今までも全国的に直接支払制度ができて5年が経過して、申請しておるが草ぼうぼうで、全く銭が払うたがやっとならんと見つかった時に、全額金を払えといったケースが、あったんかどうなんかということをお尋ねします。

それから、同和問題では今の特別措置法が、法律があった時点は百歩譲って私は行政責任だとは言いませんけども、責任じゃあないと思っとるんですが国の責務、行政の責務と明記しとったから、末端に法に従ってズルズルと流れる。百歩譲って仕方ないとしても、しかし法がきれた時点でもその行政責任、国の責任、これは無茶苦茶と私は思うんです。以前と変わってないと言いましても、部長は糾弾闘争が実際に起きたらんと言われましたが、運動方針では昨年度の総括の中に、行政の規則ではないんですが市、企業、私企業の中にそういうことがあって、その問題を解決するためには、行政と教育行政とのこの闘争を一層強めると運動方針に書いとってですよ。ですから、依然として同じような状況ですよ。ただ、同和問題、部落差別問題とその活字は出んでも人権問題としてそういうことが起きておると。私は法が切れても依然として体質が変わっていないのではないか。その認識はどのように考えておられるのか、再度質問いたしまして終わります。

松 浦 議 長

以上の質問に対し答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

中山間地域直接支払の関係でございますが、特に面積等の採択要件につきましては、5年間という長い期間の取組みでございますので、そういった期間の中で、要件を欠けるというような状況も、当然想定しながら、地区の面積の区域の決定でありますとか、参加者の状況でありますとか、そういったところも当然考えながら、集落の皆さんと協議をしながら、地区設定等をしていきたいというふうに現在進めて

おります。要件に欠けたことによって、この交付金を返還をしなければならぬ状況になった事例があるかどうか、ということですが、県内におきましては、こういった返還の事例というのは、私は現在承知をしておりません。

以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 同和問題に対する対応ということでございますが、先ほども申し上げましたように、もう特別措置法は期限切れになったわけですので、当然施策としては一般の施策に移行するというので、我々も先ほど申し上げましたように、合併協定書の中にそのことを書き込んでやっておるわけでございます。ただ、この12年12月に制定されました、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが出ておるわけです。それではやはり、人権問題というのは、大きな問題であるからやっぱり法律の中に国の責務、地方公共団体の責務というのが書いてあるわけございまして、そういう意味で我々は人権を守るという方向での、施策をやっていかねばいけん、と考えるわけでございます。ただ、その差別問題が起きたときに、今までのような糾弾闘争を、受けるかどうかこういう問題については、かつての糾弾闘争というようなものは、受ける必要がないと考えております。これは行政の姿勢としてはっきり示す必要があると思います。

松浦議長 以上で、岡田正信君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩とします。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~

松浦議長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

20番 亀岡等君。

亀岡議員 議長。新政会所属の亀岡等でございます。通告の3点につき、市長に質問をいたします。極めて簡潔に行います。

初めは事務移譲についてでございますが、地方分権に基づく事務移譲が具体化してまいります。市民の利便性はどのように向上するのか。現行とどのように変わるのか。また事務移譲により、事務量が当然増加しますが、移譲に合わせた財源の移譲はどうなるのか。事務移譲による、市財政への影響等などについて伺います。

2点目はアルファ有機の臭気の問題についてでございますが、美土里町北にあります、アルファ有機の工場より発生している臭気の問題は今なお未解決であり、関係地域の住民におかれては悪臭による不快感と、問題解決に先が見えない深い悩みの中で、毎日の生活が続いて

いるわけでございます。この件の解決には、工場のある場所が民家にあまりにも近い距離にあることから、工場の移転ということが最良の対策と考えます。会社側から工場の移転計画も出され、一時は用地の候補地についての動きもございましたが、その後、進展も見られず、今日に至っている状況でございます。人が輝く住みよい安芸高田市を目指す施策推進上の上からも、どうしても解決がされなくてはならない、重要課題と考えるわけでありましたが、市長の所見を求めます。

3点目は給食施設並びに保育施設に関係して、併せて質問いたします。吉田学校給食センターの施設の改善と、保育所の施設の拡充整備は急を要する政策課題と見受けられますが、市としてはどのように考えておるのかをお伺いいたします。また、こうした件につきましては全市的な視野にたって、検討される委員会を設置して対応される必要があると考えますが、併せて所見を伺います。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

はい、議長。亀岡議員のご質問でございます。

事務移譲の問題についてお尋ねでございますが、先般もご報告をさせていただきますましたが、現在広島県分権改革プログラムを基に、広島県と事務移譲具体化プログラム策定に向けて情報収集、協議検討を進めております。地方分権の進展に伴いまして、市町村はその受け皿として合併による体制強化を進め、本市もひとつにはこうした基本理念のもとに、6町が合併し市として発足したわけでございます。従いまして、今後市は住民の最も身近な基礎自治体として、市民の利便性の向上を目指して、住民生活に係わるあらゆる事務権限を移譲されることとなります。ご存知のように吉田土木関係の土木の事務移譲は、かなり広島建設局に本体が、移転したということで進められておるということは、ご存知いただいておりますが、他の事務分野についても現在、県と話を詰めておるところでございますが、しかし実際には受けても、あまり効果のない権限移譲もあるわけでございますし、例えば農業委員会の農地転用のその分権というのは、今まで権限移譲の中でアンケートをとっても、行政の側から見れば、まず一番に権限移譲を受けたいという権限であるわけでございます。しかし、実際には三次市がその権限移譲を去年受けたんですが、今までと全く変わらないということでございます。というのは教育委員会が農地転用の受付をします。農業委員会ですね。すみません。農地転用の受付をします。せどの畑に持ってって墓を移転したいという僅かな農地転用でも農業委員会が受け付けしたものを全部県へ送らないといけん。そうすると県の農業会議で、県のそれぞれ農業委員会会長の代表者が、出席をしてそれを審査するわけです。それで、審査がええということになれば、県知事まで答申がいったらOKになるわけで、そういうシステムになっておるわけでありまして、そういうことで、それ以前に農業

委員会が受け付けした段階で、県の農林の担当の職員が実地に見に来て、これは良いか悪いかの判断をして、今度は農業会議にその議案がかかった時に、県の農林の職員がそこへ行って調査の結果異議ありませんと、それならOKという段取りが今まであるんです。そんな無駄なことをせずに、その墓所のひとつくらいは、地元の農業委員会にも権限を与ええということも、特に農村部の行政の希望が一番多いわけでございます。しかし、これは国の法律が変わらなきゃあできないということです。法律は県知事のところへまで行かなくては行けないと、こういうことになっておりますので、私はこれが一番悪法のうちの代表格だろうと、いうように思うわけでございます。その法律が改正になれば、当然農業委員会でOKが出たら、その場でOKとこういうことでございます。県まで行っても実態を知らない農業委員が、本当に形式的な審査しかできないという実態があるわけで、これは保安林の解除でも同じ問題があるわけです。そういうことで、権限移譲はできるだけ我々は受けたいと思いますが、法が変わらないとできない。もらっても効率が上がらないという問題があるわけでございます。まだ、許認可の権限を持つことで行政処分等に伴います、市民に対しての説明責任を果たすといった、本市のリスクが存在することもあり、色々課題があるわけでございますが、基本的には権限移譲をできるだけ受けたいとこういうことでございます。

さらに、合併して1年余りの本市はいまだ、組織機構及び職員の力量等体制が磐石ではないので、できるだけそういう体制を早く整えていきたいと。受け皿、分権の受け皿ということでございます。

さらに、合併して1年余りの本市は未だ組織機構及び職員の力量が十分でないという課題がありますが、ひとつは市民の利便性の向上が多大であるもの。これは分権を受ける場合ですね。多大であるもの。それから資格要件の条件整備を要さないもの。また、ほぼ現体制で対応が可能で、他に影響を及ぼさないもの。また、処理件数がわずかであり比較的軽易であるもの。こういう条件に当面の移譲時期等を検討しながらできるだけ受けていきたいとこのように考えております。

次に移譲事務の執行に必要な経費につきましては、広島県で実施された場合の事務経費をもとに適切な財源措置を講じられることとされており、現行の移譲事務、交付金制度を見直し算定の簡素化をはかるとともに、各基礎自治体へも分かりやすい透明性の高いものにするのとされており。ということで、分権を受ける以上は、その経費もこの財源措置をしてもらいたいとこういうことを今、話をしているところでございます。

それから、アルファ有機の臭気の問題でございます。このことにつきましては合併前の美土里町において継続的に取り組んでこられておりますが、市としても引き続き課題の解決に対処してまいりたいと考えております。

昭和63年度に締結をしております公害防止協定に基づいて、本年6月末に不快臭に対する施設改善についての改善命令を発令をしております。その回答として翌7月にアルファ有機株式会社から不快臭が工場より野外に流失した原因及び施設改善計画及び日程等の回答を市役所に得ております。この改善計画は工場の密閉補修それから脱臭装置の増強及び季節の変化による影響が少なく、発酵処理が容易にできる高速発酵促進機の導入をはかって不快臭対策を講じるという内容でございます。既に工場の密封補修は対応済みでございます。今後におきましては、アルファ有機株式会社の対応を注視してまいりますとともに、公害防止協定の理念に基づいて厳正に対処してまいるように考えておるところでございます。

それから、給食施設、保育施設についてでございます。安芸高田市では少子化の進行により、就学前児童数は減少傾向にあるにも関わらず、女性の社会進出や核家族化の進行、産休後の保育の要望等により0歳から3歳児の、保育所への入所希望者は増加傾向にございます。現在の状況は吉田町と八千代町の保育所は、既に入所率が100%を越えており、周辺の他の保育所に、入所をお願いしているのが実態でございます。特に吉田保育所は定員190名で、保育環境としては厳しい状況があり今後市民の皆さんの要望に応えるために、検討が必要であると考えております。こうしたことから、中長期的な保育所適正化計画の策定について、検討してまいりたいと考えております。これにつきましては、後ほど教育長からも答弁をしていきたいと思っております。

以上でございます。

松浦議長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただ今の亀岡議員のご質問にお答えします。学校給食につきましては現在、市内5箇所の共同調理場と甲田町内3小学校の自校式の施設により給食を供給しております。本年3月には全施設について芸北地域保健所の検査を受け、衛生管理面と施設面について指導を受けた点の改善をはかるなど必要に応じて順次修理改善を行なってきております。しかしながらご指摘の吉田給食センターや甲田町内の自校式施設など老朽化が進んでおきまして、狭隘でウェットシステムを採用しておるために、全体的な改築や設備の更新が必要となっている施設もあります。今後も安全でおいしい給食を効率よく提供していくために学校給食のあり方の方向づけをする中で、児童生徒数の推移等を勘案し学校給食の質の低下を招かないよう配慮しながら施設の再編整備も含めどのような方法が良いか検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

亀岡議員

議長。

松 浦 議 長  
亀 岡 議 員

20番 亀岡等君。

分権に伴う事務移譲の件であります。先ほども市長の答弁にもありましたように権限が移譲されても本当に期待されているような効果がないというような点については、やはり県の方と調整の場でプロジェクト策定の行われる場で、調整についての道は開けないというそういった点をお伺いしたいと思います。また、基本的考えが示されている中での利便性が、多大であるものということがございますが、例えば、利便性の多大なものとは、どういうことをとらまえて言われているのか。私どもが、市民の立場で考えますと、従来から行われてきた例えば許認可の手続きとか、そういったことが、権限移譲、事務移譲が身近なところで行われるということであって、あまりたいした課題であるというようなことは、考えられないわけであるわけですが、そういったことを指しているのか。それからこういった分権に対する認識ですね。例えば税源移譲や税源移譲の道筋は、今ついていない中でですね、権限移譲、事務移譲といったものが、先行して行われているといった感じがありますね。国の基本的などういいますか政策展開の中でですね、そういう感じがしておるわけですが、この認識とは合併推進が行われてくる中で合併の利点は分権だと。分権をするために合併の受け皿、先ほども市長の方も答弁にもございましたが、そういうふうなかたちで進められてきた中で、分権は決して甘いものではないんだと。今後市政を推進していく上で、行財政運営に決してプラス効果だけをもたらすものではないという認識を、市政は市民の先頭に立って、そういう考え方を持つべきではないか、というふうに思うんですが、そこらの姿勢についてお伺いをしたいと思います。

アルファ有機の問題につきましては、この解決に前向きな姿勢を示されましたので、それに関係して更に申し上げてみたいと思うわけですが、これまで色々施設の設備等の改善が、なされてまいりました。先ほどのお話のとおりであります。しかし、この臭気というのはかたちのあるものでございませぬので、どのように脱臭装置等を架設をして、増設をして構えましても、100%抑えることは不可能ではないか、というようなことが考えられます。これまでの経緯も経過もそういうことを示しておるわけでございますね。直下流にある住民の皆さんの立場で言いますと、やはり工場の移転以外にはないんだ、という強い要望があるわけでございますが、市長におかれてはそういった方向での努力をしてみる考えをお持ちかどうか。ただ、この移転ということはなかなか簡単な問題ではございませぬし、今日のこういった事業あるいは施設につきましては、迷惑施設という考え方があるわけございまして、どこに移転先、候補地を見つけましてもそれを本当に受け入れていただけるかどうかというのは甚だ簡単ではないと思うんですね。そこでどうしても私は移転を考える解決を目指すならば、やはり国が関与する、県が関与するかたちがなければ難しいので



はないかと見ておるわけでありませう。なんと申しましても申し上げましたように、工場が民家のあるところと、非常に近い距離にあるわけですから、まあ、移転をする場合は臭気が薄くなると思いますか、漂ってこないだけの距離が、皆さんの住居地域との間に、一定の距離がないといけんと思うんですね。そういうようなことを考えますと、やはり適地は山林ではないかと思ひますが、しかし、山林ということになりましても民有林というのはなかなか難しいということを考えますと、やはり国有林をあてていくのが適当ではないかと思ひますが、話が飛躍するようでありませうが、この事業はそれぞれ各自治体にあつて、下水の汚泥の処理とは責任が自治体にあるわけですね。それが最終処理の段階で、その事業に行き詰まりとは申しませうが、事業展開が困難な事態を生じることについては、やはり関係する自治体は大いにそういった、事業展開がしやすいような道を、開いていく努力をしなければいけないというように考えるわけでありませう。ならば、例えば厚生労働省、林野庁、環境庁等などへ、強力なそういった道が開けるよう、要請活動をすべきじゃないかと。これについては、安芸高田市1市でなくて収集についての委託をしておる広島市、大竹市等をはじめ関係自治体と連携をとつて、そういうことをするべきではないかと考えるわけでありませう。そのような努力をされるお考えがあるかないか、という点をお聞きしたいと思ひます。行政がこれまで言われてきたことの中に、特定企業に対して協力支援をすることは、いかがなものかということがございましたが、これは先ほど申し上げましたように、処理の最終責任が自治体にあるという立場に立てば、そういったことに協力をするのは、やぶさかではないと考えるわけでありませう。

3点目の関係では、全市的な視野に立つ検討委員会を設置して、検討されてはどうかということをお申し上げましたが、これは本市の行政改革の方向の中で、当然なされるであろうというふうな気もいたしますが、これにつきましてはあまりこだわつつもりはございません。

以上について再質問を行います。

松浦議長

再質問についての、答弁を求めます。

児玉市長

市長 児玉更太郎君。

事務移譲の問題でございますが、後ほどまた、具体的な今の進行状況については、総務部長の方からお答えをさせていただきたいと思ひますが、ご指摘のように合併のひとつの目的が、権限移譲の受け皿をつくるという、大きな目的もあったわけでございます。そういう意味で、できるだけ身近な権限は我々としても受けていきたい。しかし、問題は権限だけもらつて、財源がこんという問題が、今一番大きな我々の不安であるわけございまして、仕事だけ増えて財源がないということになると、大変なことになりますので、そこらは今検討しておるのは、県との権限移譲のやりとりということでございますが、先ほど申し上げましたように、その中には国の法律が変わらんとできんとい

う問題。効率が悪いという問題。もろうても効率が悪い。藤田知事もいつも言われるんですが、国と地方との権限移譲というのは戦争であると。特に三位一体の状況を見ても、なかなか国は権限を放そうとせんというのが今実態が、よう浮き彫りになっています。そういう意味で我々としても、県と協力しながらできるだけ国の権限移譲が、できるようなシステムを国にも要求していく。これは県と共同歩調をとっているわけですが、していきたいと考えております。

それからアルファ有機の問題でございますが、これは操業当初から出た問題でございます。今にはじまった問題ではないわけですが、この操業するときに昭和63年ですか、その対岸の高宮町にも被害が起こるということで、生田川を挟んで野々原という集落がありますが、ここは北地区と同じように、谷から吹きおろす風をまともに受ける地域でございます。この恐れは最初からあったわけでございます。したがって、高宮としてはあそこへつくってもらっては困るというのを、強く要望した経過がありますが、町が責任を持つから協定書を結んでやるというような話で、町と企業は協定書を結んでおられるといった、経過があったわけでございます。最初から公害の出る、特に臭気の問題の恐れというのはあったわけでございます。したがってそれが、だんだんだんだんひどくなったということでございます。やはりこれを防ぐには山の奥に移転するしか、方法がないというのがやっぱり一番いい方法であろうと思います。今の路線で言いますと、山の奥へ移転したら高宮分へ今度は、水が流れるようになるわけでございます。それはちょっと状況から見て難しいということがございますので、なかなか山の奥に移転する言うても、難しい問題があるわけでありまして、そこらの了解をどのようにとりつけるかということも、課題であろうと思いますので、ご指摘のように移転の方向も、今後我々も考えていく必要があると、このように我々も考えておるところでございます。

特に、給食施設の問題につきましては、それぞればらばらになって今給食をやっておりますし、自校式の給食もあるということなんで、今後早急にここらの合理化をはかっていく、もう時期にきているのではないかと。仮に一箇所に集めても配送のシステムを、上手く組めばこれは問題ないんで、先般も廿日市に行きましたら、廿日市は廿日市市全部の学校を抱えた新しい給食センターをつくってございました。それは私はやり方によっては可能だというように考えますが、この統合の問題については色々課題がありますので、慎重に今教育委員会で検討をする必要はあるということだけを認識を、しておるということであるわけでございます。

以上でございます。詳しいことはまた、部長の方から報告します。

松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

それでは事務移譲に伴います現在進めております具体的な環境について、ご説明をさせていただきたいと思っております。先に市長さんの方からございましたように、市民の利便性を重要視した事務内容ということを基本的に考えさせていただき、現在県の方と権限移譲推進調整会議というのを、設置させていただいております。これには各部、各担当者、市の担当者、また県の担当者がそれぞれ事務の移譲される項目によって、事務内容なりチェックを今させていただいております。安芸高田市に県の方から権限の移譲ということで、分権計画に基づきます内容の中で項目が掲げてありますものにつきましては、全部に関わりましては74件の事務数がございます。その事務の内容を18年度から21年度までの中で、いろいろ検討するという状況になってくると思っております。その74件の中には法改正をしなくてはできないというものが20件あります。先ほど農地転用等の問題がありましたけれども、法改正をされない事務については、二重の事務が市の方で実施することを要しますので、そういうことについては法改正を待って、実施するべきではなかろうかと思っております。基本的には可部まで行かなくてはならない、また、県の方まで出なくてはならない、というような許認可事務。また事務執行の体制に影響できないようなかたちのものを、基本的には今進めさせていただいております。また、財源の確保の関係でございますが、県の方も合併前の県の方からの移譲事務を、少ない予算で実施させていただいておりますけれども、広島県の分権改革の推進計画に基づきまして、こうした権限移譲をする場合には、ある程度の財源を補填するという考え方にたっております。いろいろその移譲項目の件数とかそういうことを基本とさせていただきながら、事務ができる県は新たに単位費用ということを定めております。そういう状況の中で、1件あたりの件数、また、1町あたりの平均値というものを定め、市町村均等割を2割、また、いろんな件数に基づきます件数を8割みて、その事務の要する人件費等に、完全に100%でございますませんが、それに要する費用を積算をしていくようになるかと思っております。今後十分に専門部会の方で事務のチェックをさせていただき、基本的に三次市さんが非常に良い例といいましょうか、全部ある程度受けられるということで、非常に事務の混雑をされておる、県の中でも混雑しておるという状況がございますので、そのようになく安定的に事務が受けられるというような、体制の中で進めさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

亀岡議員

議長。

松浦議長

20番 亀岡等君。

亀岡議員

財源の移譲につきましては、当然移譲がなければいけないわけですが、これまでの国の施策なりまた、そういった面の流れを見ておきますと、やはり基本的には行政改革そのものが、国の行政経費の節減というものがおもとでございまして、よく申し上げるわけですが国は県を絞り県は市町村を絞り、市町村は住民を絞るかたちになってきやすいということですね。くれぐれもそういったことにならないよう、県ともしっかり交渉され、また、法の束縛から解けないものはもちろん申されましたが、それが解放されるような努力を十分していただきたいと思えます。これに対する答弁はいりません。

松浦議長

以上で、亀岡 等君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

15番 山本三郎君。

山本議員

はい。政友会所属、15番の山本三郎でございます。通告書に基づきまして、2点ほど、質問をさせていただきます。

まず、1件目は、地球温暖化による異常気象についてでございます。最近の地球温暖化による、世界的な異常気象は、暴風そして豪雨・土砂災害は、過去にも例を見ない大災害が発生しています。今回の台風14号がもたらした豪雨は、中国地方に大きなつめ跡を残しました。安芸高田市においても、多数の被害状況が報告されています。被害にあわれた方々に心より、この場を借りまして、お見舞いを申し上げます。また、安芸高田市として、今回の14号台風には災害対策本部の設置、そして、各支所との連携などにより、速やかな対応をとられたことに、市民も安堵されたことと思えます。それについては、消防署をはじめ消防団員、市職員の方々には徹夜の警戒体制でのご苦勞を心より感謝申し上げます。

さて、地球温暖化による起きるのではないか。または、起きるのではないかと心配されていた、異常気象が更に地球を襲ってきた感が今あるところであります。

そして、降り止まぬ雨、荒れ狂う河川、そして、突如とした豪雨、台風の発生などが、これらの原因は文明が進み、そして、人間社会の仕組みが複雑化すればするほど、また、豊かな財産が増えれば増えるほど、災害の影響、被害は大きくなり、国民の財産、資産が失われ、又、生命まで奪われる恐ろしい災害が現実起きているところあります。

安芸高田市におきまして、この9月3日午後6時30分頃この向原町におきまして、バケツの水をひっくり返すほどの豪雨がありました。それには、河川が氾濫し、そして、床下浸水、土砂の流出、想像もつかない場所からの水があふれ、過去にも経験にない災害の恐れが予測されたのであります。地域住民の脅威を与えています。

なお、9月3日の雨量を申し上げますと、短時間約40分位で80ミリメートルのその雨量であります。普通豪雨と言われておりますの

は、20ミリメートル～30ミリメートルでございますので、いかに激しい雨であったかということをお話するわけでありませう。

そこで、防災対策についてお尋ねするわけでございます。

防災対策のマニュアルはできておるとは思いますが、災害防止に備えての今一度、相次ぐ災害や記録的な降水量による危険ヶ所の調査、それをされ、そして、河川の洪水ハザードマップや防災マップなどの作成をされておられるわけでありませうけど、これは、現況の状況を見て随時見直すことが必要ではないかと思ひます。

この過去のマニュアルが通用しなくなっているのではないかと、いうことで市長の見解を、そしてまた、担当部局の答弁を求めるところであります。

次に、行財政健全化についてお尋ねいたします。市長は、国の財政状況は十分承知のことと、失礼とは思ひますが、あえて前段で述べさせていただきます。今、日本は究極の財政危機を迎えています。国と地方の長期債務は千兆円を超え、GDPの2倍となり財政投資融資や地方における第3セクターなどの隠れた負債を入れると、膨大な財政赤字となっております。

また、国債と地方債を合わせた公債の発行残高は、2004年で710兆円を超え、それに毎年50兆円ずつ増えており、2010年には千兆円ともいう途方もない金額になろうと予測されています。

政府の財政制度審議会は、このままでいくと10年後には一般歳出の3分の1を削減するか、あるいは消費税率を大幅に引き上げる必要があると試算をしておられます。

また、日本には1千400兆円もの貯蓄があるから大丈夫とも言われてはいますが、日本人の貯蓄率の高さは、諸外国と比べても高いとされていますが、増税時代を迎えた時、とても貯蓄に回す資金はなくなるだろうとも指摘されています。

一方地方ではどうかと言ひますと、地方の税収は32兆円で、地方公務員の人的経費だけで、31兆円となっております。企業に例えれば、完全にこの国は倒産であり、借金も国と地方で100兆円を軽くオーバーしている状況でこれらを解決する手段は、1つとして、地方の増税、2つ目として大幅な行政サービスの縮小、3つ目として行政経費の削減であると、財政の専門家は指摘されておられます。

また、合併した市町村には、地方交付税を10年間は削減しないとされていますが、財政の破綻寸前の国の、これらの約束を守るとは、信じることは極めて危険であるとも指摘されているところであります。

このような国、地方の財政悪化により、地方自治体の財政はますます厳しい状況が予測されます。この安芸高田市の将来を思う時、行財政健全化の取り組みは、喫緊の課題であると行政改革推進懇話会の会長である坂本先生も指摘されておられるところであります。

17年度におきましては、市長はそれらを十分踏まえて、指定管理

者制度の導入、補助金の見直し、事業費、人件費などの削減の改革を推進されておりますが、18年からの更なる健全な財政確保、行財政の改革が急務と考えられます。これらにつきましては、昨日、同僚議員の質問で、市長は詳しく安芸高田市の財政改革の今後の取り組みを述べられましたので、一応、私は理解をしている者でございますが、再度、質問の内容については重複すると思しますので、ご理解をいただき、次の質問をさせていただきます。

まず、効率的な行政改革で、効率的な行政運営の確立として、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方を可能な限り取り入れ、行財政運営をされるべきと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

そして、2つ目、目標管理制度の導入。これは、昨日も同僚議員が質問されておりますが、年度ごとの単位に、各課が業務目標を設定し、そして、結果を出すしくみの効率の良い、事業の健全化をはかっていたくべきではなかろうかと思うわけであります。

そして、3つ目は、組織機能の合理化であります。組織機能の合理化で、本庁支所の役割分担、職員の適正な配置をされ、職員の意識の向上に繋ぐべきと考えられますが、いかがでしょうか。

そして、4つ目としまして、施設の有効利用であります。支所の空施設の有効利用を、早期考えるべきであろうと思います。市民との行政懇談会でも、要望がたくさんあった中でこの点も十分市民が要望されたと思います。そして、執行部の答弁では、法的な制約があるから、施設の利用が難しい面もあると答弁されましたが、市民からも知恵をいただき、また市民に知恵も与えるべき努力をされるべきではなかろうかと思ひます。

そして、5つ目の補助金の見直しでございます。この補助金の見直しにつきましては、サンセット方式でできる物はすべきではないかと思うわけであります。

たくさん申しますけど、もう2つでございますので。

6つ目は、社会保障制度の福祉費についてでございます。団塊の世代の方々が定年を迎え一斉に国保加入者が増え、医療費は増える。そして、国保収入は激減し、そして、福祉費は益々増加となり、赤字財政の加速が考えられます。公的扶助、そして、社会福祉、社会保険、公衆衛生などの福祉費は、幅が広い中での深刻な問題であります。本市においても社会保障制度の見直しが肝要と思いますが市長の見解をお尋ねいたします。

そして、7つ目は、人件費の適正化でございます。これは、職員の削減化をするのか、あるいは、給料を下げ人件費を削減するか、二者選択であろうと思います。これらにつきましても、市長の見解を尋ねます。

このような先行きを考えると、行政サービスの削減は、いたし方ないことになると私は思うわけであります。市民も贅沢を言わないで、

辛抱をしなくてはいけない時代が、目の前にきておるわけでありませう。

安芸高田市の10年先を考えた、更なる将来を考えた、行財政の健全化を思った時、早期に思い切った決断と実行が、今求められているものと思います。市長をはじめ、執行部の方々の答弁を求めるものであります。

以上、再度の質問につきましては、自席におきまして質問をさせていただきます。

松浦議長

ただ今山本議員の質問がございましたが、時間の都合上、答弁は午後にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

午後の開会は13時から再開いたします。

~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

松浦議長

時間がまいりましたので、休憩前に続き、再開いたします。

15番、山本三郎君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

はい、議長。

松浦議長

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

山本議員の地球温暖化による異常気象への対応ということでございます。報道でもご承知いただいておりますように、近年、地球温暖化に伴う異常気象が頻発しており、本市内におきましても短時間に局部的な集中豪雨が発生するなど、危険な状況が発生しております。とりわけ新市発足によります管轄区域の広域化によりまして、広域的な市域の中で局地的な集中豪雨などへの対応が大きな課題になってくるものと思っております。

今後におきましては、本庁及び支所、市及び関係機関との連携を一層緊密にし、総合防災計画の見直しを含め、より現実的で適切な対応、機動的で実効ある防災対策に取り組んでまいりたいと思っております。特に、市の防災につきましては、随分この分厚い安芸高田市地域防災計画というのがあるわけでございます。従って、これは合併の時に、急遽他市の例等を参考にしながらつくったものでございまして、いろいろ実際にやってみますと、実態に合わない点もありますので、この基本になりますものを、実態に合うように早急に改正をしていく必要があるとこのように思いますし、この計画で申しますと、やはり災害対策本部をつくって全市に職員を貼り付けると、こういうことになっておりますが、先般の台風の時にも、向原町はかなり雨量があつて消防団にも出動していただき、また、八千代町でも1件床下浸水があるということで、消防団に出動を願ったわけでございますが、吉田町は12時過ぎから、江の川の推移があがったということで、職員が出て行ったわけでございますが、それぞれ、地域の状況によって、実態が違う

ということなんで、対策本部を設置いたしましたんで、全職員をほとんど全部の職員を残して、12時過ぎに、あいとるところの部の福祉部とか民生部とか、そういうところの職員は、管理職を除いて、帰らせたわけでございますが、費用の面からみても、大体、一晩で700万くらいの今の費用がいったと、こういうようなことでございまして、もうちょっと、実態のあうような方向で、改正をしていく必要があるとういうように、考えておるところでございます。それから、避難のためのマップの作成でございますが、なかなかマップの作成というのは、随分時間と労力が掛かるという問題がありますんで、旧町でマップをつくったところもございまして、そこらを、訂正しながら、実態にあったような方向にもっていきたいと、このように考えておりますし、特に、今回の台風で出た問題は、一人暮らし老人対策を、どのようにするかということも出たわけでございます。そこらの名簿は支所にも持ってありますし、民生委員さんもありますので、そこらのデータは、やはり、持っておきながら、もしかの時には、そういう対応もするということが必要だろうと思っておりますし、これは、情報公開に触れますので、公式にそれを発表するというのは、ちょっと難しい問題もございまして、それぞれ、支所で、智恵を出し合いながら、そこらの対応をできるような、資料だけは整えておく必要があるとういうように思うわけございまして、今回の災害等を参考にしながら、実態にあうように今後この防災計画も修正をしていききたいとこのように考えております。

それから、行財政改革の問題でございます。行財政健全化への取組みと、財源確保についてのご質問でございますが、昨今の非常に厳しい地方の財政事情を鑑みますと、将来にわたって健全財政を維持しながら、多様化・高度化し、増大する市民の行政需要に对应していくためには、行財政改革による事務事業の効率化とともに、財源の確保が大きな課題となっております。ご承知のとおり三位一体の改革に伴いまして、補助金の削減、地方交付税制度の見直しなどにより、今まで、歳入財源の大きなウエイトを占めておりました、国の補助金、地方交付税の確保が非常に厳しい状況になってきておることから、今後、従来の事業を維持していくためには、行財政改革による歳出の節減はもちろんのこと、当然、安定した自主財源の確保が必要になってまいります。例えば、現在、行政目的で使用していない普通財産につきましては、将来的に有効活用が出来るか否かを検討し、民間で有効な活用ができると判断される遊休地につきましても、逐次整理をしていく必要があるのではなかろうかと、このように考えております。また、その他の歳入財源の確保につきましても、受益者負担の原則を再認識し、すべての使用料、負担金、分担金の洗い出しを行い、受益者の納得を得る中で、現状に見合った料金体系を確立し、財源の確保をはかってまいりたいとういうように考えております。いずれにいたしましても、



時代の変化に適切に対応できる財政体質の早期の構築を目指して、引き続き、行財政改革の推進とともに、自主財源の確保に努めてまいり所存でございますので、ご理解とお力添えを賜りたいと思います。

それから、7つのご提案をいただいたわけですが、このほとんどは、行政大綱の中にもございますので、この行政大綱にしたがって、我々も今後やってまいりたいと、このように考えております。ただ、福祉とか医療とか国保、国の制度に基づくものについては、なかなか合理化をしてみると言っても、難しい問題もございますので、そこからは、実態にあった方法で合理化をしていく必要があるというように考えておりますし、給料のカットという問題もあるわけですが、御存知のように、本年度は、職員にも、その血を流してもらい、議員の皆さんにも、血を流してもらうカットをして、合理化に取り組んでおるようなわけでございますので、基本的には、人勤が、今回、人事院勧告が出てくるんで、これでかなり給料も、影響が出てくるんじゃないかというような気がいたしますし、やはり、ここ10年スパンで職員の人員の合理化をどこまでできるかと、人員の削減がですね、そういうところは今後の課題であろうと、このように考えておるところでございます。後は、行政改革大綱にしたがってやらしていただくということで、ご了解を賜りたいというように思います。

松 浦 議 長  
山 本 議 員  
松 浦 議 長  
山 本 議 員

以上で答弁を終わります。再質問はありますか。

議長。

15番 山本三郎君。

はい。地球温暖化による質問についてでございますが、国土交通省は、昨年の豪雨の被害で、新潟県に大きな災害があり、それを教訓に本年度から治水対策を見直し、洪水予測を充実する体制を5年間で整備する計画を進め、そして市町村に河川や水位の土砂災害の警戒を情報を細かく提供するというようなことを、昨年の被害を考えてこのように、発表しとるわけですが、今回の台風14号、あるいは突如としての豪雨につきまして、広島県の地方事務所あたりは警戒情報とか、ああいう情報に対しては、速やかに市にきしとされてきておられるかについても1点お伺いしたいと思います。先ほど、市長が申されましたように、いろいろな関係と、連携を強化されしっかりした防災対策を進めていくというように述べられまして、ぜひそういうことを強固にますます進めていただきたいと思います。

防災対策でございますが、まずこれはまず第1に、市民の防災意識の高揚が、まず第1でありますし、また昨年もいろいろ、自主防災について、いろいろ地域事務所の方からも地域振興会を中心に自主防災の組織の立ち上げというようなものを推進されましたが、これもやはり早く自主防災の組織の立ち上げというものにも、考えていくべき指導が必要ではないかと思っております。そして、先ほど、ハザードマップによることについては、市長も実態にあったもので、そしてそれ

をきちっと把握し、災害防止の活動に体制を整えていきたいというようにおっしゃりましたので、ぜひそういう点についてはきちっと調査しそれを整えていただきたいと思います。先ほど、高齢者に対してのあれでございますが、高齢者の避難情報とかいうマニュアルを、私は、当然先ほど言われましたように各支所で、大体把握されておると思うんですが、これを、高齢者リストをつくりそれをきちっと各支所単位で登録制にして、それをきちっと整えておるということになりますと、なおさらその避難警戒情報等にも役立つのではないかと考えております。そこらも今一度正確なものを作成される必要があるのではないかと思います。

次に、今後の対応なんでございますが河川に関してでございますが、今の突如として豪雨などがおきますとですね、従来の今まで、河川の拡幅やら、そして、側溝、道路側溝などでは、排水能力がちょっと機能しないような私は状態であろうと思います。これはやはり今回のいろいろな災害状況を元に調査され、そして上流から下流側溝等の改良というものをまず把握されないと、いくら上流でいい側溝があっても下流が狭いということになりますと、これは災害が増大するわけございまして、特に何故そういうことを申しますかと言いますと、住宅開発によりいろいろ側溝が新しく今できておる。住宅開発がかなり考えた側溝をしておられるんですが、今度はそれがために下流は側溝が狭いというようなことで、これらの状況を今回しっかり把握され、それを計画的に改良にもっていただくよう考えていただきたいと思います。そして向原町のことでございますがこれはもう、度々合併前からいろいろ話がでとることとくどくど言いたくないのでありますが、この度の特に豪雨により大迫川の改修をまず、これはしなくてはいけないのではないかと思います。この大迫川の改修はどのような状況で今後対応されようとされとるのか、これはそれに関連する市民の方は非常に興味を持っておられると思いますので、ぜひこれはただやる、こうなると言うだけでなくして、もう結果を出していただくような方向にもっていくしかないんじゃないんかと思っておりますので、そこらの方向性をこの際お伺いしたいと思います。

次にですね、災害復旧についてでございますが、市内全域にいろいろ災害が発生いたしますか出とりますので、これはすみやかに復旧すべき努力をしていただきたいと思います。それでひとつこれは、この度の災害に特に関連するのですが国県から言ってもらっている、要するに里道・赤線・青線ですが、この維持補修がですね、これはもう向原町だけではなく市内全体で多く問題が発生しておるものと思うんですが、これをどのように維持補修していくかということがですね、今明解に、市としての補助事業の規定にないので、これを私は、誰も構わんようになったんじゃあどうしようもないし、そうかといって国県から譲ってもらっている里道などですね、個人的に大きな負担をもって治すという

ことは難しいんでございますので、こういう機会に、補助事業としての限度額的なものを決めて検討してですね、これをなんとか住民が何とかしていただきたいという要望をですね、検討できるようお願いしときたいと思います。

次に行財政健全化についてでございますが、誠に市長は丁寧なるいろいろな答弁をいただきまして、付け加えることはないわけですが、要は結果が早く目に見えれば、市民も我々も納得できるわけでございますが、昨日からの市長の答弁の中でも鳥取市の境港市あたりは10年前からそういう取り組んだものが、今ようやく成果が出るとというようなことを答弁で聞きましたが、全くそれは、そういうものだろうと私も認識いたしております。

しかしながら、この財政の基盤を強化するということになりますとやはり私は、今の行政にあたるにしましては、やはり民間的な考え方でやはり、これは市民、そして我々を中心に、全員がそういう考えではなくてはいけないんだろうかと思うわけでありまして。例えば市役所が民間でいけば会社ととらえた時に、現状ではもう民間会社だったらもう倒産寸前の状態だと思うわけですが、これがそれぞれ、運営するお金というものがみな他人様のお金でございますので、そう危機感を感じていないということで、会社の社長は市長、そして重役は助役、あるいは各担当の部長、ということですね、社員はどうかというと職員で市民は出資者というような感覚だろうと思うわけでありまして、そして我々議員は、その会社の理事と申しますかそういうものの立場で見るといようなところだろうと思っておりますが、こうしたものは、やはりこの際、市長も行財政運営にあたるにあたっては、気兼ねをすることなくやはり市民に訴えるべきことは訴え、我々も協力すべきことは協力しながら、財政の基盤を築いていかななくてはならないと、こう思うわけでありまして。この市役所を会社に例えますと、困った時には資金繰りは、みんなの税金でどがんぞなる言われりゃあ、どがんぞなるうというようなことで、市民もあんまり危機感を感じておられないのが現状と思っておりますので、ここからはやはり、意識改革をそれぞれ職員も私たちも市民も、意識改革というものをしっかり求めておかないと10年先も、この成果はあり得ないと思うわけでありまして。そういうことでぜひですね、この取り組みにしっかり市長が先頭にたって、行政大綱に基づいた実行を速やかにしていただくことを要望しておきます。

それで、補助金の見直し、これは私はある程度補助金というものは、ものによっては期限付きで補助金を出すというものもサンセット方式で、とられていく方がいいんじゃないかと思っております。その点も十分市長さんはわきまえておられると思っておりますが、ぜひここらも明確に出される方が市民にとって分かりやすいんじゃないかと思っております。

そして次に、施設の有効利用でございますが、これは今から非常に施設がいろいろ空いて空き室が出ると思いますが、これはいろいろな

制約等があろうかと思いますが、これをなんとか目鼻をです、前に見せないことには市民がこの合併においての、非常に危惧しとられる施設の有効利用でございますので、早期にこれをどうするかということをしていろいろな方と交えて考えられる必要があるのではないかと思います。

今度は職員の適性化でございますが、私は合併1年半足らずでなかなか多くの職員の不向き、自分の特技としとる職務これらもしっかり把握されて、職員の個性と申しますか職員の実力を伸ばすべき物を早く見いだされて、職員がわしはそこへ行ったんならものすごく意欲がわくんだというようなものを早く職員の適正化の性格をです、つかまれてやられるとなおさら、住民サービスに良い効果が表れるのではないかと思います。そこらも、今後18年度を迎えてしっかり考えを捉えていただきたいと思ひます。

社会保障の制度の問題ですが、団塊世代の定年を迎えますと国保加入者も増えるやら、もちろん医療費も増額してくると思ひますが、そうすると高齢化になっていくと生活保護の扶助という費用が非常に大きくウエイトを占めてくると思ひますので、十分いろいろな福祉の中での安芸高田市の福祉のどういうものを削減し、どういうものに重点的にすべきかということをしてしっかりお考えをしていただく必要があるかと思ひますので、しっかりと担当部署は将来の考え方を検討していただきたいと思ひます。

以上、再度質問いたしました、総合的に、各担当部長さんでもよろしいし、また市長さんでも結構でございますのでご答弁がいただければご回答いただきたいと思ひます。

松 浦 議 長

ただ今の再質問に対し答弁を求めます。

児 玉 市 長

まず、市長、児玉更太郎君。

県の災害の情報がどのように伝わってきておるかという問題、それから、向原町の今回、前回の9月3日の40分で80ミリ降った時の状況、その対応、今後の課題、そこらにつきましては、それぞれ担当の部長の方から申し上げたいと思ひます。それから、行政改革の問題でございます、民間的な考え方を導入するというのが、今から当然やらにゃあいけん問題であらうと思ひますし、先般、境港の市長さんと一緒にならんでシンポジウムをやったんですが、あなたは何年市長をやとってんですか言うたら、まだ1期目じゃ言うてんです。その前は何をやとってんか、わしは総務部長をやりました。そういうように言われましたので、やっぱり計画的にやはり合理化をされたというように承っておりますし、合併せんという、何でも徹底的な合理化をせにゃあいけんということで、やってきたんだというように聞きました。それから、隠岐の島の海士町の問題については、あそこは3町一緒に合併をするということで、3つ島があるんじゃそうです。島前、島後がどっちか知らんが、島前か島後がひとつ島へ4

町くらいあるんだそうですが、今の海士町は3つの島で3町合併する予定だったのでは、結局合併できんということで、合併はあきらめてもう職員が本気になってそのやってくれると。本気になってやってくれるというのは、やはり危機感を持っておるとのことだろうと思います。我々の職場がなくなるかもわからんという危機感の中で、やはり、徹底した合理化をやってきておると。先般の福島県の矢祭町というのが、人口7千くらいの町ですが、テレビでも放映していましたが、これは、当初の合併せんという宣言をした町ですが、これも徹底した合理化をやって職員が家で住民から今日は印鑑証明をとってくれと頼まれると、そうするとそういう職員が全部出前を頼まれてやりよるんだと、そこらが徹底したサービスをし合理化をしておるとのことです、ここらもやっぱり職員の危機意識というのが、徹底してきておる成果ではないかと思しますので、我々もそこらを十分今後対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

後は、部長の方から答弁します。

松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

台風情報につきまして、答弁をさせていただきます。

県におきましてもそうした災害体制というものも設置をされそういう状況の中では、注意報なりまた、警報という情報の方の伝達はファックスにて市の方にもらっておる状況でございます。そういうような情報を早くキャッチし、市としてのそうした防災体制を整えておるといような状況でございます。当然時間間隔を置いてそうした情報はですね、絶えず市の方へ入ってきておるといような状況でございます。また、国土交通省の土師ダムの事務所の方からですね、あわせて放流量の状況等入ってきておるといような状況であります。それと自主防災といなかで、地域振興会等中心にですね、立ち上げていただいとるところもでございます。先日来、県の危機管理室の方からこちらに来ていただき、市内のそうした振興会の役員の方の研修会もですね、1度持たせていただいております。そういう状況で、その地域の振興会中心にですね、そういうのを立ち上げてもらえれば、一番その地域の実情がですね、わかるんじゃないかなと思ってます。それとまあ今回の台風の情報の中で、一人暮らしの高齢者の方の状況というのもいろいろご提案をいただいた状況もでございます。今後においてはですね、先ほど市長さんの方からございましたように情報をできるだけですね、つくって早く対応できるような考え方の中で、提示をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

松浦議長

続いて答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

それでは、河川あるいは側溝、また、砂防河川の大迫川、里道、水

路等のご質問について、私の方からご答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、9月3日には、我々もこれまであまり経験のしたことがないような集中豪雨ということで、特に向原町の中心部を中心に非常に、河川、水路で氾濫をしていた状況があります。その後、引き続き14号が来まして、河川水位もかなり高いなかでのまた雨ということで、周辺には大変ご心配等おかけしたわけでございます。まあそういう中で、側溝等、住宅等の開発によって、側溝等もあふれてきているんじゃないかという、これらにつきましては先ほども申し上げましたように、路面の側溝は路面排水等でかなうという状況で整備してきているのが現状でございますので、これらを今回のような大洪水に合わせてというのは、なかなか難しい問題があると思います。とはいいいながら、実際に被害等が起きている状況などを支所等との連携のもとに把握しながら、いかにやるべきかを少し今後検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。砂防河川の大迫川につきましては、ご指摘のようにこれは向原町の中心部を流れる河川で、長年の懸案事項でございました。今回、今年になりまして、特にJAの農協さんの下の倉庫付近が、かなり冠水したという情報もございますので、そこらを非常に今後危惧をしておるところでございますが、現在のところ、県の方へ当面の処置といたしまして、浚渫をできるだけ早急にお願いをしたいということで、既に要望をしております。改修につきましては、現在ちょうどそこへ吉田 豊栄線のバイパス工事が予定をされておまして、地域の方々の了解のもと、かなり用地の方も理解を得られたというふうに県の方から聞いておりますので、ちょうどそれが大迫川をまたげますので、それとあわせまして河川改修の計画について、あわせて県の方に要望をしているところでございます。そういうことで少し状況の方は少し進展するというふうに思っておりますが、今しばらく時間をいただきたいと思います。

それから全般的に災害復旧の早期の対応ということで、今回県あるいは市の河川等かなり災害が出ております。また、農林関係にもありますが、国の方での災害査定も準備をされてくるという状況にありますので、それに合わせられるよう、我々も今体制を整えているところでございます。それから、いわゆる里道水路法定外公共物の国から移譲を受けたわけでございますが、これは膨大な量がございまして、そういう中で市の方で全て管理するというのは、財産的な管理はこれまでどおりさせていただいてるわけでございますが、やはり地元での機能保全管理なりについては、一定の調整といいますか管理をしていただかなければならないのが現状でございます。災害当時の対応ということになりますと、里道の場合、幅員が1.2メートル以上のものにつきましては規模にもよりますが、災害での対応が可能であると、そういう状況のなかでの対応をこれまで各町ともしてきております。ただこれあの、すべてということ、災害の対応になるかどうかというのは個

別それぞれの状況がありますので、個別状況の中で対応させていただく必要があろうかと思えます。

それから水路につきましても、農業用水路の場合は、農業用施設災害という対応がございますが、これも個別的に状況が違っておられますのでそれぞれの状況に応じた対応をせざるを得ないと。全般的には、今申し上げましたように里道水路については、非常に地域の方々、いろいろな問題でお困りであるという状況もお聞きしますが、全般的にすべて市の方でとはなりませんので、議員御指摘のように今後、どうあるべきかにつきましては検討させていただきたいということで、検討課題にさせていただければと思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

15番 山本三郎君。

山 本 議 員

はい。もう1点ほどお聞きしますが、防災対策でございますが安芸高田市の避難場所のどう言いますか、指定とか施設はきちっとかなり各町単位にあれしとられますけれども、これが果たして本当にですね、適正なところに避難としての施設かというところも、この際しっかり調査していただきたい。河川の近くにあるところがあるやらあるいは、救急車が自由にさっと入るようなところでないところも、いろいろ指定されておりますのでこの避難場所、避難施設等の適正な見直しをひとつ、今この際しっかりしてもらいたいと思えます。いろいろ親切な答弁いただきましたので、他にまあとり出すことはありませんけれど、要するに、何事も早く結果を出すことによって、住民がその市職員の行政の対応というものが評価されるものでございますので、ぜひそういう点をしっかりわきまえてお願いしときたいと思えます。そして、行政改革につきましては行政の財政につきましては、市長がいろいろご答弁いただきましたので、質問をすることはありませんので、一応私の質問はこれで終わらせていただきます。

松 浦 議 長

ただ今の質問について答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

今回の台風の状況の中におきましてもですね、本部の方にそうした避難場所がどこかという状況の方も出していただいております。いろいろそういう地域地域によってもですね、旧町の避難場所を設置されたものを、今回の市になった防災計画の中に定めさせていただきとります。ご指摘いただきますように、そうした本当にこの施設でいいだろうかということもですね、疑問視されるということもあろうかと思えますが、まあ今回の防災計画の見直しと合わせてですね、この避難場所の指定につきましても、今一度チェックをかけさせていただいて、整理をさせていただきたい、いうように思います。

以上です。

松 浦 議 長

以上で山本三郎君の質問を終わります。

続いて、通告がありましたので、発言を許します。

8番 赤川三郎君。

赤 川 議 員

議長、8番。

8番、新政会所属の赤川三郎でございます。

先に通告しております、2件について質問いたします。まず、下水道事業についてでございますけれども、安芸高田市内の下水道事業につきましては、市町村合併前、それぞれの町で経過や設置状況において差異はありますが、地域の状況に適した事業で施行をされておるところでございます。下水道事業に早くから取り組み、現在普及率100%に近い町、あるいはまた、小型合併処理槽を多く設置した町、また特定環境保全公共下水道事業に着手された町などそれぞれの町、地域にあった下水道事業が取り組まれ、鋭意努力をいただいているところでございます。吉田町においてはこれまで、快適な住みよい暮らしと河川の水質保全のために平成7年度に下水道事業の全体計画が策定され、それぞれ地域に適した3つの事業で下水道事業が取り組まれてきております。特定環境保全公共下水道事業では吉田地区に処理場を設置し、吉田をはじめ、郷野、可愛、丹比地区の一部が加入し、事業は進んでいます。しかし、全体から見ると事業は進んでいるものの、一部分の地域しか供用開始されず、いまだに未施工地域が多いのが現状です。地域のまわりの河川や水路は、各家庭の台所や風呂場で使用した汚水が排出され、水質は悪化しているのが現状であります。当初の事業計画では平成22年までに完成予定とされていますが、今日までの状況では社会環境の変化に伴い予定されている年度内完了は到底不可能と思われまます。また、農業集落排水事業の地域についても先行き不透明であります。市民の要望に応えるためにも早急に全般を対象に見直しをすべきと考えます。現地を調査、確認し、実態にあった設置方法、方式の計画の見直しが急務であると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

2件目でございますが、道路改良、県道、市道に歩道建設についてお伺いいたします。可愛地区の竹原地域には現在、一般県道、上入江吉田線、そして市道、一本木小山線の交差する路線があります。施設、地域への利用者も多く交差する路線としては、大変危険な路線のひとつであります。竹原地域には心身に障害のある方の働く場として、昭和47年に流動する社会の要望に応じ、各種の福祉総合施設が設立されています。その施設には、職員180名、入所通所者を併せて600人を超える大規模な施設があります。現在の一般県道、市道は心身に障害を持っておられる方をはじめ、職員、利用関係者及び地域の皆さんが利用されています。通所方法としては、国道54号線のバス停留所から40人近い方、日常的な生活の場として毎日利用されている方、合わせて、車いすでの買い物等で、歩道のない一般県道、市道を



利用されている方など、毎日の道路の利用の際には、大変な危険を感じておられるところでございます。交通事故は人の命に関わる大きな社会問題であります。ぜひ、竹原地区の交差する路線に一日も早く歩道設置に取り組んでいただくことが急務であると考えます。福祉の町をかかげる市としてこの際、市内全体の路線についても危険な道路がないか再点検し、地域もみんなが社会の一員として安全性、安心性が確保され、快適な暮らし住みよい社会の実現に向け危険箇所歩道設置について取り組んでいただく必要があると考えます。市長のご所見をお伺いします。

松 浦 議 長           ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長           ただ今の赤川議員の質問にお答えします。まず、下水事業についてのご質問でございます。下水道のいわゆる汚水処理事業につきましてはそれぞれ合併前の旧町におきましてそれぞれの地域実情に応じた事業の取組みにより整備がなされてきておるところでございます。しかし、昨今の社会、経済情勢のもとで国県はもとより市の財政情勢は大変厳しいものがございまして、各町が当初の計画をされておりました完成目標年度も遅れてきておるといのが実態でございます。そういう中で、住民の皆さんへ少しでも早く快適な住環境を享受していただくため、現在市全体の整備計画について整備手法を含めた見直し検討をしているところでございます。

特に吉田町では平成7年以降公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業に積極的に取組まれてきておりますが、先ほど申し上げました状況でご指摘のように当初計画の完成目標年度は相当遅れておるのが実態でございますし、あるいは農業集落排水事業につきましては、ほ場整備とあわせて農業集落排水をやるという計画が、ほ場整備が崩れたためにこれも一緒に崩れたというところもあるわけございまして、現在特に先ほどご指摘のような特環の部分、特定環境保全公共下水道、我々は特環と言っておるんですが、特環の一部見直しをしながらいわゆる小型合併浄化槽に切り替えていく必要があるんじゃないかと。そのことによって住民の皆さんが早くできる。また、小型合併浄化槽でやりますと、思い立ったら来年か再来年にはすぐできるということがございますので、そこらの見直しを今しておるところございまして、そのほか町内の地域の状況については建設部長の方から状況をお答えをさせていただきたいと思っております。

それから道路改良についてのお尋ねでございますが、身体に障害をもたれる皆さんが安心して利用できる歩道の整備は非常に重要なことだと認識をしております。近年道路改良を実施する路線は、改良と併せて歩道整備が実施されておりますが、古くから一時改良が行われている路線については歩行者の安全確保に重点がおかれておらず、残念ながら歩道の確保が行われておらないのが現状でございます。県道につ

きましては交通安全施設整備事業による歩道整備の要望を強く行っているところですが、予算の制約、交通量などによる優先順位を定め実施されていることや、拡幅確保のため家屋の移転があり事業費がかさむため整備延長が伸びず多くの要望にお応えできない状況であるわけでございます。

今後ともご質問の主旨を活かし安全で安心して利用できる歩道整備に向けて市域内の県道関係事業費の増額を、あらゆる機会を通じて要望してまいりたいと思います。先ほどご指摘のように福祉施設のある周辺でまだ歩道がないという問題がございますので、そこらも重点的に取組みをしていきたいと思いますが、ただ用地買収がなかなか難しいために遅れた地域もあるわけございまして、ここら議員さんにも用地買収に積極的にご支援を賜われればと思います。また、市道につきましては局部改良等で早期に実現できる箇所につきましては検討を行ってまいりたいと思います。道路改良につきましては用地の取得が課題でございます。先ほど申し上げたとおりでございます。このことから事業実施の場合には一層のご支援を賜りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

失礼します。赤川議員の下水道事業に関するご質問の中で、吉田町の現在の状況等について少し補足説明をさせていただきます。既に中心部都市計画にあるところは、公共下水道ということで現在整備をさせていただいております。大体この目標年度が22年度頃ということで、先ほどございました全体計画の中では、位置づけをされておるわけでございます。また、その周辺につきましては特定環境保全公共下水道での取り組みということで、計画をされておりまして、これらがその当時では平成27年度頃ということで、見込んでおられましたが、現在の状況から推測しますと、いずれにしましても昭和30年代の後半以降になるのではないかと、失礼しました。平成30年代の後半以降になるのではないんだらうかといった状況でございます。そのような中で旧町時代から、いろいろ御議論をされてきたというふうにお聞きしておりますが、先ほど市長のお話にもございましたように、やはり早く快適な住環境を享受していただくということで、合併浄化槽による手法も取り入れる必要があるのではなからうかということで、整備が非常に遅れる地域につきましては、集合処理から合併浄化槽への切り替えも、必要であるというふうに、検討をしているところでございます。ただ、特に国道沿いなどには工場がございましたり、商業用地等もかなりございますので、将来的には一定の管路整備も必要であるという考えも、完全に全部管路をやめるという考えを、完全に抜き去るということにはならないと思いますので、そこらは並行しながらできる手法も検討したいと思います。当面は合併浄化槽での取組みを、

入れるという状況でございます。また、最上流の郷野地区につきましては、中でも非常に整備時期が遅れるという状況でございますので、これにつきましては、積極的な合併浄化槽での整備区域に切り替えていく方が、整備が早く進むのではないかと、というふうな考えを今もっておるところでございます。併せて検討をさせていただいているところでございます。それから、農業集落排水事業につきましては、以前から江の川地区の、すみません。入江では平成19年度から19年度の供用開始に向けて事業推進をさせていただいているところでございますが、福原、竹原地区につきましては、竹原地区のほ場整備の方向が定まらない状況の中で、児玉市長の方から話がございましたが、農業集落排水事業による整備手法が極めて難しい状況なのではないかという判断もしております。こういう状況の中で、この両地区につきましても、今後整備手法を含め地域の皆様のご意見やご理解を得る中で、浄化槽等の取り入れについて、積極的な検討をさせていただきたいというふうに思っています。

いずれにしましても、地域の皆さんができるだけ早いうちに、快適な住環境の享受ができるような、手法を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜わりたいと思います。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか

赤 川 議 員

議長。

松 浦 議 長

8番 赤川三郎君。

赤 川 議 員

ただ今、前向きに見直すという検討結果を、答弁いただきまして大変ありがたく思っております。まあ、下水道事業につきましては、特に旧吉田が非常に遅れておるような感じもするわけでございます。そういった中で、吉田町での会合、とりわけ地域懇談会、また支所別懇談会でも、いろいろとこの問題について質問があったのは、市長もご存知いただいておりますところでございます。そうした中で、今回の見直しを聞かせていただいたわけでございますけれども、特環が一応、郷野地区までいくというのが、当初の計画でございました。これについては、旧吉田は吉田なりのこれからの事業誘致、あるいは企業誘致等々にも必要であろうということも含めて、計画をされたことというように思いますので、そこらあたりも今後、特環についても、できるだけ延長は短くしないように、見直しをさせていただきたいと同時に、小型合併浄化槽にさせていただければ、早い時期に住環境整備ができるのではないかと、というように思うところでございます。特に、農業集落排水事業の、江の川右岸の地域につきましても、先ほど説明がありましたように、ほ場整備の停滞ということで今、先が見えない状況でございますが、ここらあたりも早急に小型合併浄化槽で、できるものならそういった方法に見直しをしていただきたいとお願いしときますし、今後、ほ場整備との関係について、再度お伺いしたいと思っております。

それから、道路改良でございますが、今年度17年度からいわゆる県道が、権限移譲された路線のひとつであろうと、いうように思うわけでございます。そういったことも含めまして、ひとつこういった弱者の通所されるところでございます。同時に地域の皆さんが多く利用される場所でございます。私個人的なことでございますけれども、毎朝夕目のあたりに見れば、何とかしてもらいたいということ、強く感じておるところでございます。そういった中で、今後の財政の問題もあらうと思いますが、先ほども市長さんがおっしゃいますように、そこだけが福祉施設があるわけございません。安芸高田市にはいろんなそういった福祉施設があらうと思います。そういった福祉施設を今後再点検していただきながら、事業を進めていただきたいというように思うわけですが、市道と県道といろんな問題があるわけですが、そこらの今後の見通しについて再度答弁をいただければと思います。

松浦議長 　ただ今の再質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 　農業集落排水地域のほ場整備と一緒に計画をたてておった部分についてはまだ、ほ場整備が完全に消えたわけではないわけございまして、そこらとの整合性を考えながら今後ひとつ早急に考えていきたい。どうしてもほ場整備ができないという、今後ともほ場整備はやらないということになれば、その時点で小型合併浄化槽に切り替えるという手はあると私は思います。それから歩道整備の問題につきましては、特に清風会周辺の問題が重点的に提案をされて、先般も地域振興会との懇談会でも出てまいりましたし、そういうことで今後県との関係もあるわけでございますので、検討させていただきたいと思います。

松浦議長 　以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問はありますか。

赤川議員 　議長。

松浦議長 　8番、赤川三郎君。

赤川議員 　それではもう1件ほど。これは要望になろうかと思いますが今の農業集落排水地域の件でございますが、この件につきましても過去その地域においてはほ場整備事業が2度も3度もあがってきたわけでございます。そこらあたりの見極めをいつごろまでにできるものか。いつまでもいつまでもというわけにはいかないと思いますので、そこらあたりは産業振興部の関係だろうかと思いますが、そこらあたりで再検討していただきますように要望して終わります。

松浦議長 　以上で、赤川三郎君の質問を終わります。

この際14時20分まで休憩いたします。

~~~~~

午後 2時 6分 休憩

午後 2時20分 再開

松 浦 議 長

~~~~~  
休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

入 本 議 員

14番 入本和男君。

14番、あきの会、入本和男でございます。先の通告に基づいて2点について市長の方にお伺いたします。

1点目は、先に行われました、安芸高田市所別懇談会の中で、共通点がありましたので、それをまとめまして本日安全なまちづくりの推進について伺うものであります。支所別懇談会におきましては67件のうち16件が、安全なまちづくりの件に関する質問ではなかろうかと考えます。またこの件につきましては、同僚議員が再三ご質問しとるわけでございますが、多少だぶる面があるかと思っておりますが、少し踏み込んで伺いたいところもございまして、その点、ご了解いただきたいと思っております。

行政改革の推進の中に、安全で快適な環境の創造の中で、安全なまちづくりの推進、日常生活における住民の身近な安心や安全を確保するため、関係機関等の連携を深め、防犯、交通安全対策の充実をはかります。また、災害に強いまちづくりを進めていくため、地域防災体制の強化をはかるとともに消防、救急体制の強化や、消防活動体制の充実、防災無線の総合整備を進めると書いてあります。さらに、砂防治山施設の整備や、河川の整備を促進し、自然災害対策の充実の強化をはかります、とうたっている中で、まさにこの度の14号の台風はですね、皆様方が申されておりますように、過去にないとか、予想できないとか、いう自然現象の中でアメリカのハリケーン・カトリナというものが弱者の被害が非常に多く出ておりますし、日本においても広島県の被害額は、74億であり、また、安芸高田市においては、2億2,513万の報告を受けております。予測できない、過去に雨量の経験がない状況であり、本市も予測することは非常に不可能とは思いますが、今回の災害を教訓に、これ以上の予想をして対策を組まなくてはならない状況にあることはという中で、非常に難題の多い中で大変大きな問題だと思っております。いつ起きてもおかしくない状況の中で、山陽道の場合も安全地帯であったため、避難勧告も出てない状況でありながら、人命を失っており、まさに天災でなく、人災であるように報道をされております。適切な指示を出すことが難しいけど、早めに指示を出せる体制は支所機能の充実しかないと思っております。何もなければ、よしとし、あったとしても災難から逃れることができるのが、これが日常生活を繰り返す支所の関係者の皆さんでなかろうかと思っております。経費をかけても生命を守ることが何においても一番だと思っております。地域の防災計画は人命に関わることで、市をつかさどる立場においては、一番大切であることは市長さんをはじめ、各職員も十々ご承知だと思っております。先日、広島県大会のポンプ操法におきまし

ては結果を見てわかるように安芸高田市の消防署及び消防団の体力、気力、技術の水準は成績を見てもわかるように、高いものがあります。情報の遅れでは逆につたないものがございます。いかに情報整備が大切かというのは同僚議員もITとか、そういう問題で常々質問しとるわけでございますので、この際、大きくうなずけるものもあります。また、我々消防議会におきましては、重点施策として、年々その時期に応じた施策をされておりました。21世紀を展望にした消防の行政の推進、高度情報化社会の対応、精練された防災技術の達成、バイスタンダーの育成の推進、また、年明けでは財政の方にも目を向けられ財政の効率的運用、今度は同じ防災でもですね、予防を行政の推進と、言葉を防災から予防に変えられとると、また報道、消防活動の対応、広域化への対応とことごとく時期に応じた対応をされ、既に全国でも指折りの消防救急施設を設置されており、まさに、21世紀広域化の対応を消防署は備えとるわけでございます。

そこで、 の分駐所の現状状況でございますが、同僚議員からもありましたように、9月の結果を報告というふうに聞いております。私は、市長の答弁の中に分駐所には9人いるという声がありました。これを財政面に置き換えてみますと、将来職員を減さなくてはならないという中で、現在2名の一般職員が消防署に転属したように私は思っております。今日の明日に分駐所をつくるわけではございませんし、私はリストラするのではなくてですね、有望な人材9名をですね、消防署員として育てていく必要があるのではなからうか、と思ったりするわけでございます。その点について新たに雇用するよりか、優秀な人材を各町で採用されとるわけでございますので、そういう対応はいかがなものでしょうか。また、新聞紙上でタクシー会社がですね、介護の試験を受け、タクシー会社と連携して、緊急の対応をしとるといふのも聞いております。これも一つの我々の地域の協働のまちづくりの中の企業と連携してですね、そういう前向きな会社の人と連携すればまた、一段と幅広い緊急体制ができるのではないかと思います。それから、分駐所はすぐできませんけど、先ほど消防署の重点施策のようにバイスタンダー導入計画の推進状況を伺うもんでございます。これは、携帯電話の発展によってですね、隣で電話をしながら、消防署の救命士の意見を聞きながら応急手当をしながら待つという計画でございました。これは過疎地におきます消防署より遠いところにおきましては、非常に応急手当に関しては、必要な状況の中にあろうかと思っておりますので、その状況の推進状況をここで伺うもんでございます。それと、支所別懇談会の時に、応急処置の講習会を受けてもらいたいというふうなことも答弁しとられました。これの計画をですね、することによってまた救急分駐所の少しの役割・手段になるのではないかと思いますので、この計画はどのようなかたちで実施されているのか伺いたいもんでございます。また、これも分駐所の問題で答弁の中に法

的な問題・解決を含めて、国・県との協議をしないと、ここで話せる範囲内で協議内容を伺うものでございます。

次の避難場所の安全性も先ほど出ましたので、少し踏み込んで伺いたいのですが、見直しはされていると言うので、その見直しは結構でございますけど、避難場所の条件とはどういうものが条件をそろっていかなければならないか、ということをお伺いいたします。例えばテレビがなければいけないとか、水道がなければいけないとか、電話はあるかとかそういうひとつの避難場所につきましてはですね、ひとつの最低の行政としての設備がいるのではなからうかと思えます。それは、どういうところを今後そういう条件として認定しようとしているのか、伺うものでございます。また、こうした災害がありながらですね、自主的避難、避難勧告、避難指示のことがあるんですが、非常にこの3つの項目については、我々はこの自主勧告指示の、誰が、どのようにして責任を持ってやるかというところの所在もわからなくて、やはり先ほどから議論されておりますように、地域によってはまったく雨が降らない、地域によってはバケツひとつほど出るというなかでですね、このマニュアル、または指示系統の指示者は誰にするのか伺うものでございます。それと、あと建設業者もですね、災害によっては急に出勤をかける場合もあるかと思えますし、医者、また食料とか、職員の対応とかどの程度が用意されているのか、これらも、広報紙等通じてですね、市民に知らせ、また振興会の皆さんにお知らせして、こういう緊急な場合の対応についても日頃から心がけてもらうための、連絡網的なものが必要ではないかと思えますので、そのあたりを具体的に聞きたいと思えます。

もう一点、この件につきましては、防犯灯の件でございますけど避難場所に行く道にはどうしても防犯灯がいると思えます。あえてここに書かなかったのは、先だつての総務企画委員会の時に助役の方が9月定例の方に答申するということであつたんで、私はあえてここに書かなかったわけですが、この度まったくその気配が見えませぬので改めて付け加えて、防犯灯、ならびに避難場所の誘導灯的な役割、また看板等ですね、そこらのものを伺うものでございます。

次の消防車・救急車、市道、これも道路網については、いろいろと話がありましたけど、町道から、市道に格上げされてですね、現状は、緊急時に問題の箇所があるのではないかと私は考えております。せっかくいい救急車、ならびに消防車を持っていてもですね、現場に行かれないようでは、これとすればやはり市の管理として大変、住民の皆さんに不安を与え、また財産生命を失うことになるのではないかと思えます。また、旧町時代にはですね、例えがいいか悪いか知りませんが、高宮さんは甲田の境まで、町道まで立派な2車線がきとる、甲田の方は1車線がやっとなんかというような、まあところもあるわけでございます。そういうところも含めてですね、やはり道路体制の場合では

すね、整備がこれも、緊急の場合に限らずにです、今から6町対等に交流する場合にはどうしてもアクセスの道路というものが基調ではないかと思しますので、その点もあわせて伺うものでございます。

次に入札についてと書いてありますけれども、これは、タイトルを本来なら「市民と行政の協働のまちづくり」という定義で、私は何がはなくてはならなかった点だと、私は反省しながらそう思っております。市民と行政の協働のまちづくりの定義というのは、市民とは協働まちづくりを進めようとする行政のパートナーとして位置付けると、その市民とは、市民、地域、企業、団体等を称するものであると明記してあります。また、協働とは先に述べました、市民と自治体職員が心と力を合わせ、助け合って市民の福祉の向上を進める行動体型とあります。その中に一步踏み込めば、商工業の振興政策において、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化をはかっていくため、商工会の活動を支援するとともに商工会と連携し、産業の高度化に対応した、中小企業対策の充実を進め、地域産業の育成をはかると、明確に行政改革大綱にうたっております。そこで、市政の主役はまた、納税者である市民ともはっきり明記してあります。しかしながら、現状では地元業者の現状は、平成3年から13年の、平成3年では事業所が1,983、平成13年には1,776でマイナス200業者の減でございます。従業員におきましては、1万6,205人から1万4,950人、1,300人の減でございます。当然、これは納税額が減少してすることも明らかでございます。そこで入札は公平で非常にいい方法だと思いますけど、市民との協働まちづくりでは、今の方法だと非常に悲鳴をあげられておるのが商工業者ではないでしょうか。入札業者は仕事が少ない上、競争でその場しのぎの最低の入札・落札しています。現在で底値価格75%と伺っていますが、それでは業者は納税者の主役になれませんし、会社の利益が少ない現在、雇用も月給からいったん解雇して、また日給・月給の従業員の待遇というふうな現状の企業があることは、既に市長もご存知かと思っておりますが、そういう地元業者の冷え込みは小売業者にとっても影響いたします。最低価格で購入すれば当然値引き合戦でやるわけでございます。それでなくても人口減で小売業も、非常に苦しい中で生活しとる中で、利幅の少ない中ではこの先ほどうたっております、納税者であり支援するという中から、いささか逸脱しておるのではないかと思います。商業というものは、自分なりに努力して切り開くものだと、確かにそういう名文もありますけど少なくとも市民の一人である、商工業者はです、これは、一生懸命自分が生きるためであり、地域の最大の福祉サービスも貢献しとるものでもあると思います。最小の経費で最大の効果を求めることは我々も常日頃、執行部とやりあっているところでございますけど、市民に希望が持てない環境では協働のまちづくりはもちろん、安芸高田市に魅力がなく、仕事を求めて転出し、人口減に拍車をかける、地場産



業育成とうたいながら、行政は逆行しているようにとも思います。市内業者には底値をやめて、せめて底値は9 / 10くらいにしてあげて、主役である納税者になってもらいたいものでございます。市長の決断ひとつで、輝きを取り戻せるかもしれませんし、一般競争入札においても安ければ安いほどよいというのでは、これでは弱者は廃業においやられ、町から店は消えていき、消えて困るのは業者本人でなく、地域で生活している人はもちろん、スポンサーとして頼りにしてる地域振興会の活力、大きな痛手になろうかと思えます。企業は町売りのイベントの主役でもありますし、地域で奉仕作業する時でも、業者に頼めば協力していただき、重機、車等快く貸していただき、環境整備に役立ちました、今回の台風においても、災害状況によっては、出勤をお願いしなければいけない状況でもあり、安心・安全のうえにおいても、欠かせないものでございます。商業者にも適正利益がなければ経営は成り立ちません。一人勝ちの業者で、行政は運営できるかもしれませんが、市民と協働のまちづくりの理念から大きくはずれます。商工業者が元気になれば、市民も活力が生まれます。と申しますのも、税の還流は私が言うまでもなく、業者が仕事をもらえば、雇用者に払われる、雇用者に払われれば、それが商品につながり、税収が、所得税に消費税とか変わって、また市税として戻ってくるのが、これが一番理想的なかたちであろうかと思えます。底値というのは必要だと思いますけれど、国の入札価格見ればわかるように、談合が私は進めるわけではございませんけど、98%とか97%でございます。現在、聞いてみますと、底値の75%で抽選であったというような、非常に地場産業の業者が本当に悲鳴でこれ以上続けるにおいては、安芸高田市が輝くどころか本当に夕日で沈んでしまうような、本当の暗い市になるんじゃないかと思えます。今回の農業生産に対してもです。広島駅弁とアグリフーズを設立してですね、農業生産の活力に向けてそういう温かい目を向けてもらった市長には農業者にしては非常に光が見えたのではないかと思います。私も長くはこういう制度を設けて下さいとは申しませんが、現在官庁の仕事が、公共事業の少ない時に、とりあって、安くするのではなくって、予定価格を下回る程度で是非とも、そういう構図をひらいていただきたいものだと思っております。市政の主役は納税者あることを目指されて市長の決断を伺うものでございます。私自身もこれは、長年の発言を求めたかったわけでございますけど、ご存知のように、私自身が商業者であったためにこれがあえて自分のことのように聞き取られ、非常に心苦しい点もあったわけですが、私も小さいながら商売しとるとそういう声が耳に入るのは当然なことではございまして、この度、9月1日から、私の名前で行政の方に請求できないということも聞きましたし、晴れてここで私自身もその、代弁をここでさせていただいたわけではございます。ぜひとも鉛筆一本買うにしてもですね、定価で買ってくださいとは言っております

ん。既に業者は2割引程度で納めておられるそうでございます。逆に国の方では随契で買うんだったらせめて2割引ぐらいで納めりゃいいのという声も聞いております。いかに国がいいかげんなことをして、地方が一生懸命に地域活性化のために頑張ろうとしとる業者を、行政が首を絞めてるようでは、協働のまちづくりはできないと思います。ぜひ、その点につきまして、ここで市長の決断を伺うものでございます。

松 浦 議 長

答弁による再質問がありましたら、自席にて行わせていただきます。ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

はい、議長。ただ今の入本議員さんのご質問にお答えします。分駐所の調査状況についてとこういうお尋ねでございます。このことにつきましては杉原議員さんのご質問にもお答えをいたしたところでございますが、市民の生命の安全を確保するという考えに立ち、財政状況について配慮をしながら、現在検討をすすめてきておるところでございます。現在のところはやはり救急業務を中心に、やるという方向で今検討をしております。しかし、人員を削減し財政の合理化をはかるという中で、どうしても人員を増やさざるをえないという問題がありますので、そこらは、今これができませば初めての、日本で初めての試みになるのではないかと思います。今、県と協議しながら総務省でこっちが考えているような方法はできないかということ、今検討しているところでございます。また、関連のこともございますので、消防長からも答弁をさせていきたいと考えております。

次に避難場所の安全性の問題でございます。本市の防災計画に掲げております避難場所につきましては、合併前の各町の防災計画から引継ぎをいたしましたもので、災害時における安全の確保については不安な施設もございまして、現在現地確認等をいたしながら見直し作業をすすめております。当面は災害の状況に応じて避難場所の指示をさせていただくよう考えておりますが、小規模な施設に分散して避難場所を指定することは、二次災害を招く危険性も想定されまことから、基幹集会所など設備の一定の整った施設を、避難場所として設定するなど、早急に見直しを行っているところでございます。それから消防車、救急車は、市、県、国道において進入に支障がある場所はないかというお尋ねでございます。現在、安芸高田市内の国道、県道、市道の救急車両等の、通行支障箇所として想定できますのは、それぞれの路線の未改良区間で、該当箇所はかなりあるものと想定されます。国道では433号の美土里町の北広島町境付近と、高宮町の一部について未改良区間がございまして、現状では救急対応に大きな支障をきたしているようなことは聞いておりません。県道につきましては、主要地方道路が10路線。一般県道が14路線でございますが、とりわけ、一般県道における未改良区間は相当な箇所がまだございま

す。また、市道につきましても、8百数十キロあまりの管理延長の中で、未改良区間も多くあり、路線あるいは地域によっては、消防車や救急車が通行できない箇所も、かなりあると認識をしております。これらの解消につきましては、相当な期間と費用が必要であると考えておりますが、地域の実情や緊急性などによる優先順位等を考慮して、県、市、地元との連携をとりながら道路整備に向けて、努力をしていきたいと考えているところであります。

それから、入札の問題でございますが、その建設工事の入札には低価格入札制度があるが、一般入札にはそれが無いのはなぜか、というご質問での主旨ではなからうかと思えます。建設工事については、いわゆる敷値というものが、予定価格というものがあります。一般入札についてはこれが無いのはなぜかというご質問でございますが、建設工事は受注後に現場で施工いたしますので事前に品質の確認ができないことから、契約の内容に適合した履行を確保するためには地方自治法施行令第167条の10の規定によって、低入札価格調査制度、または低価制限価格制度を設けて、入札を実施しておるところでございます。この施行令の規定に基づいて適応を受ける契約とは、工事または製造その他についての請負の契約とされており、請負でない物品等の契約につきましては、通常現存する物品等の購入についてその価格を決定し、発注者及び受注者の双方が互いに給付を行うものであることから、この規定を適応する余地がないものと思われるわけでございます。以上のような理由によって本市では建設工事以外の入札につきましては、低入札価格調査制度等は設けておらないのが実情でございます。そうは言いながら先ほど来、入本議員さんからその地域の商工業の自体が縷々説明をいただきました。そういうご意見に対しては、今後どのように地域の商工業の育成という観点から、入本議員さんも発言をされたというように考えておるわけでございますが、検討をしていく必要があるのではなからうかと思えますが、私まだそこまで十分に研究をしておりませんので、今はっきりとした回答が出せないのが実態でございますが、十分ただ今のご意見の主旨はわかりましたので、検討させていただきたいと思えます。

松浦議長

引き続き答弁を求めます。

消防長 村上紘君。

村上消防長

それでは、入本議員さんのご質問に対しまして、消防に係る部分のご回答をさせていただきます。若干、順位が異なる箇所もあるかと思えますが、よろしく願いいたします。

まず、ご質問の中身を大きく分けまして、ハード面とソフト面に分けることができるのではないかというふうに理解をいたしました。分駐所の問題は大きく分けてハード面というとらえ方をさせていただきます。それ以外のご質問はソフト面ととらえさせていただきます。まず、ソフト面の方からご説明、ご回答をさせていただきたいと思

ます。

救急搬送が増えてきたということもございまして、入本議員さんのご質問の中、タクシー業者等々と連携をとりながらそういう対応ができないか、といったご質問であったかと受けとめました。タクシー業者と直接安芸高田市の消防本部が、管内のタクシー業者と何かやっているかということになりますと、特別なことはいたしておりません。このタクシー業者の救急患者搬送ということにつきましては、平成元年に国の方からひとつの指針が出て参っております。一般的に高齢者または身障者等の障害者等の通院などに対して、救急車を利用することなくタクシーを上手く利用して、対応できないかということで、タクシー業者の方から、そういう業務を事業導入していきたいといった話が、全国的に出てまいりまして、国の方がそういう業者に対しましては、関係する消防本部の認定を受けることによって、患者搬送をすることはいいだろうということになりまして、私どもの方にタクシー業者の方から、そういう業務をやりたいということになりました時には、審査をし、その適正な体制がひかれておることが確認をできましたら、タクシー業社の方に、消防本部から認定をすることによって、そういう業務に参加していけることが、できるということになっています。今、安芸高田市管内のタクシー業者から、そういう申し入れは出てきておりませんので、そういう対応をしていないというのが現実でございます。ちなみに、その内容は、例えば運転をする人は、消防署で講習を受けた応急処置ができる資格者が、乗っていないといけないとか、車両についてはタンカを持っておかなければ行けない。また、車いすの固定設備なければいけない。その他、応急処置ができる装備がされてなければいけない。その他、途中で何か問題が起こったときには、直ちに消防本部の方へ連携をとって、救急車の対応が直ちにできるような体制がひかれておかなければならない等々の、規制がかかっております。そういうことを審査をして、消防本部が許可をしたら、それが業務としてできるということになっております。

次に、バイスタンダーと応急処置のご質問をいただきました。バイスタンダーというのは、もし身近なところで怪我をしたり病気で倒れた方がいらっしゃる時に、直ちにその患者に応急的な処置をしていただく人たちのことを、バイスタンダーと言っております。こういうバイスタンダーの育成はどうなっておるのか、というご質問だろうというふうに認識をいたしました。私どもはバイスタンダーの育成＝応急処置の普及というふうに考えております。バイスタンダー制度が国の方から言われてもう何年か経ちますが、直ちにその取組みを、安芸高田の現消防本部の前身であります組合消防のときにも実施してまいりました。年々その対象受講者対象者は増えてきておりまして、今のところ年間1千5百人位の方を資格者として送り出しております。今年度は1千2百人を講習を受けてもらって、安芸高田市の住民の中

に、バイスタンダーになれる資格を持った人たちが出てきております。これを計画的な講習をしているかということになりますと、私どもの今の現状人員では、計画的な講習制度を設けていくのは、非常に無理がでてまいりますので、今のところ地域振興会等にもお願いをして、そちらの方でそういう機会をつくっていただいて、そちらの方に消防署の職員を派遣して資格者を養成する、というスタイルを今とらせていただいております。後は、各事業所の方に事業所の職員が、イクオールその場で地域に帰られた時には、バイスタンダーとなることもありますので、事業所の皆さん方にもお願いして、事業所の中で応急処置の資格をとる講習会の場を、つくっていただくようにということで、職員を派遣して資格養成をしております。それ以外に現在中学校の生徒の皆さん方が、消防本部の方に体験入署ということで、2日または1日というかたちで経験のために入署してまいっております。学校側と協議をさせていただきまして、その子どもたちに4時間の時間を割いていただいて、応急資格の研修をし、資格をとっていただくと。また、吉田高校の子どもたちが同じように、消防署に体験入隊をしてきていただいておりますので、そこにもお願いをして、その資格をとって帰っていただくというようなかたちの中で、現状内の職員でやれる範囲内で、応急処置の資格養成をしていっておるというかたちで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に現在、分駐所、ハード部分に対します分駐所問題で、国、県と協議している内容について、話ができる範囲内お話をいただきたいということでございます。先ほど市長の方からもご答弁がありましたけれども、今私どもが市長の方から特命を受けて、昨年から取り組んでおりますのは、市民の要望が高い救急搬送の適正化ということで、分駐所をひとつつくるという方向でいくにしても、財政的な厳しい状況の中であるから、財政を少しでも節約できる方法で、住民の要望に応えられる方法はないか、という研究をせえという指示をいただきました。一年間かかっているいろいろな職員みんな考えていく中で、いろいろな案を引き出しまして、その中から1、2点国の方に県を通して国の方と、本年度に入りまして協議に入りました。現状のところまだ国の方から最終回答はいただいております。基本的には8月いっぱいぐらいで、回答をいただきたいという思いを持っておりましたが、8月に入りまして皆さんご承知のように、地震とか水害とかそういうかたちで、非常に国の方の所管しております消防庁が、非常に忙しい状況に今あるために、なかなか直接話をたびたびすることに至っていませんので、若干回答が遅れております。内容的には、今消防は特別法という消防組織法と消防法を基にして、消防業務を進めておりますが、その中に法律制定の段階の時には想定されてなかったやり方を、今私どもの方は国に申し入れをいたしております。国の方も想定していない救急業務の対応の仕方だということで、少し検討をさせてくれという

ことになっております。それは救急業務のみを実施する分駐所をつくることで現在市民から強く要望をされておる、救急業務の対応をまずやろうではないかということにしております。消防法で言われております消防というのは、救急業務だけをやる消防というのは法律上の中にはありません。消防の仕事というのは災害対応、火事もやらなければいけませんし、救助もやらなければいけませんし、もちろん救急もやらなければいけません。それ以外に災害をおこさないための予防行政をやるのも消防の業務ということになっております。そういう全ての業務をする職員を消防吏員というふうに定められておられますが、今回、ほかのことはしない救急業務だけをやる職員をというスタイルの体制づくりを、ひとつ国の方をお願いをしたところ、法の中の想定がないことでございますので、いろんな意味で法律上の問題を、クリアしていかなければいけないということで、検討段階に入っていただいておりますというのが現状でございます。これは消防庁だけの問題にとどまらずに、総務省の職員課とか人事課とかそういうところの、すべてに絡んでまいってくるものですから、そういうところの協議も消防庁の方もやらないといけないということで、若干足踏み状態に今なっております。これが国の方で認められるということになりましたら、救急業務のみをやる職員ということになりますから、業務の内容が少なくなってしまうので、それ相応の賃金体制ということを考えていけるということになりますと、全体的な賃金といいますか人件費の抑制に、つながっていけるのではないかとしながら、住民の要望の強い救急業務は受け入れて、対応ができるというかたちができるのではないかとということで、今検討を進めさせていただいております。入本議員さんのご回答ということに、させていただきたいと思っております。歯切れのいい、こういうことでできますという回答がまだできないところに、私も若干のいらだちを感じますけども、国の方もいろんな災害がある中で、私どもの問題にも対応してくれておるということで、かたちがきちっとしたものが出ていないということで、今日のところはこういうかたちの、ご回答にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松浦議長

続いて答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

避難場所の関係につきまして、基本的な考えにつきましては、市長さんの方から答弁をいただいておりますが、補足的な関係がございますので、私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的に安芸高田市の防災会議という組織を設立し、各関係団体、先ほどご指摘いただきました各国の関係、県の関係、また医者も、そういう関係も全部入らせていただいた会議を、年に一度開催をさせていただき、私有地の確認をさせていただいているところでございます。それと、その避難場所関係で、誰が勧告指示をするのかとい

うことですが、災害対策本部長でございます市長の方が、その指示勧告をすることになるわけでございます。そういうことも当然、防災会議の中にも記述してありますように、災害の未然防止のための避難の指示、また避難された方の保護を基本的に考えさせていただいたということでもあります。勧告指示ということのある程度のどう言いますでしょうか、考え方の整理も、この防災計画の中でもうたっております。発令の基準等につきましてもですね、それに準じたかたちの中でさせていただきたいと思っております。それと、避難所の定義ということもご質問かと思えますけども、基本的に現在は、防災計画の中には、合併前の避難場所を全部避難場所として認めた防災計画書になっておりますけども、基本的には先ほど市長の方からございましたように、基幹の集会所、原則的には振興会ですか、そういう学校区、そういう単位としたものを、ある程度整った施設を選ぶ必要があるのではなからうか、と思っております。当然そうした、施設におきましては、やはり情報の提供ということがございますので、そうした宿泊機能も必要になりますし、そういう関係については、それなりの準備は必要になるのではないかとと思っております。ただし、自主避難、また、避難勧告等の状況におきましても、やはり誘導する責任者というものがつかなくてはいけません、住民に対して周知することが、まず徹底であろうと思えます。そういう避難される住民の方におかれても、携行品については、必要最小限度のものを持っていただくようなかたちのも、指示するようになりますし、服装につきましてもある程度、指示をいたすような状況になつととどこでございます。いずれにしましても、今回のこうした台風等の状況を見させていただき各避難所の施設、また、その周辺の環境、避難経路、そういうところもある程度整理をさせていただかないといけないと思っておりますので、そういう事務的な作業の方に移らせていただこうと思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長  
入 本 議 員  
松 浦 議 長  
入 本 議 員

以上で答弁を終わります。再質問はありますか。

議長。

14番 入本和男君。

安全まちづくり推進につきましては、分駐所につきましては、当然今日、明日にできるものでないので、先ほど消防長が言われましたソフト面の充実をはかっていただいでですね、それに変わる対応ができればと思っておりますので、より一層の精進をお願いしたいと思っております。

それで避難場所の検討という話がでておりますが、これはやはり支所別懇談会でも言っておられますので、いつごろまでに、やっぱり来年の春にするとか、調査がいることですから、今日の明日にはできない。やっぱり期日を言うことによって、先ほどから行政改革云々という評価システムと言っていますけども、やはりそれに向かって職員さ

んが努力をしてそれを評価して、我々が良くやっておられるとかやっ  
ていないとかいうことも、また市民の方も受けられると思うわけです。  
だから、検討という場合は、やはり期日を例えば、来年の4月まで検  
討してみてこれはやめましたとか、ここまでできておりますとか、こ  
うなりましたとか、やはり期日を言ってもらうのが誠意のある回答だ  
と思いますので、やるやらないは二の次としてですね、その期日をや  
はり先ほどの建設の部長にしても道路網の整備でも、これは、10年  
かかって調べねばできんとか、いや3年でできますとかいうものが出  
ようと思います。やはりそういう点でですね、緊急課題とか非常に我々  
市民が聞かれるのは、何をもって緊急とか危険度が高いとか、独り暮  
らしのところは、過疎で一人のところは危険性がないんかとか。多いと  
ころが危険度が高いのかとか、そういうひがみも持たれる方があるわ  
けでございます。よってですね、ある程度のゆとりを持ったというか、  
無理してええ格好して12月までに出しますと言って、今の仕事の評  
価はできないと思えば、来年の4月のできれば予算まで調査費を付け  
たいとか、こうする改装するために、この予算をつくるかいうかたち  
の回答がいただきたいわけございまして、1番の安全なまちづくり  
につきまは、避難場所のそういう意味で、いつごろまでに具体化の  
検討をしようとしているのか。また、道路網の整備におきましては、  
非常に多くの道路があるというかたちで、聞いただけでも2年ぐら  
いかかるのではないかと思いますけど、優秀な職員のために半年ぐら  
いでできるかもわかりませんし、そのあたりを担当部長は把握してお  
られると思いますので、避難場所と道路についてはそういう回答をい  
たきたいと思います。

次に入札の件でございますけれども、私が申すのは、やはり業者に  
決して見方しているわけではございません。今非常に苦しんでおられ  
ます。そういう面では、やはり弱者であると思います。そして、それ  
にかかわっとる従業員、家族というものが、地場産業の場合はほとん  
ど市民だと思っております。逆に市外から営業所だけを抱えて  
おるところは確かに法人税ですか、そういう税は入ると思いますが、  
そこにかかわっとる人員とか消費とかいうものは、ほとんど市外に近  
いのではないかというように思うわけでございます。そういう点では、  
やはりある程度どこの例とは言いませんけど、市長さんの判断で、こ  
こは市民に予定価格をこうして表示しておるんだから、これよりか高  
くなることで今まで入札はなかったと思うわけでございますが、せめ  
て80をきるような、また、そういう設定をですね、予定価格を出さ  
れないように、落札価格を出されないようにしていただきたいという  
のが主旨でございます。それによって潤う人が、まあ1つ問題がある  
のが総務の方は経費の削減せえ言うし、産業振興課の方はどんどん仕  
事をして事業をせえ。税収は上げえということもあるし、行政として  
は複雑な環境であることは事実であるわけでございます。しかし、そ



の場その場に応じた緊急課題であることも事実でございます。それで、まあここにちょうど今、財政課長がおられるので聞いてみるんですけど、9月に入って落札価格が下で抽選をされた回数何回あるのか聞いてみたいというふうに。抽選、抽選があったあったというのはちょっと私らも耳にするわけなんで、その点がどのくらい本当に75という数字の中であるということが、非常に危機に迫った仕事がないんだなと。また、逆に言えばそこまでして仕事をとらんといけんのだという、せっぱ詰ったようになっておるといっているのがあるかないのか、ちょっと聞きたいと思います。それと、ここに中に工事予定が18年2月28日の長迫配水池の築造工事の中にこれは市外関係、八千代町の佐々井のところに16社が8月25日にやっと思うんですが、この中でもやっぱり今度はこういう市内の時には、市内に営業所をおいとるところを優先的にしてあげた方が、どちらかといえば私も詳しくは知らないんですけども税が入るわけでしょ。市民部長多分ご存知かと思うんですが。税の方が入ってくるのではないかと思うんですよ。営業所をおいとるだけで。じゃが、営業所もない、何もないとんとないとこが来たぶんは全部がこの9千700万という金が、はいさよならで飛んでいってしまう。やはりこういうところにも細分もやればいい。ようけ入れればいい。談合して癒着をしたりすればペナルティを重くする必要があると思うんです。我々も飲酒運転したら免許証もない、例えば、まあバッチも取られるというような厳しさもなかったら、皆タクシーを使うか歩くか奥さんに迎えに来てもらうかしたるように、永久的に安芸高田市がそういう結果があったら、もう入札の資格は剥奪しますよというふうにすれば、決して予定価格を設けておるのも市長さんが判断されて、予定価格を設けておるわけですので、これ以上あがるようななかったらもう再入札、再入札で落とす、予定価格にもっていくこともできるのではないかと思うわけでございます。やはり税のないところには、取れるところから取り、また、税を納めてもらう人には、少し規約をゆるめてあげてですね働きやすい環境、活力のある環境をつくってもらいたいがために、この入札問題を取り上げておるわけでございます。また小売店におきましては、ここにもあるわけでございますが、66%で落とされているわけですよ。予定価格の。66言うたら多分原価を割るか右から左か、メーカーに無理を言って納めん限りは、こういう数字は出ないと思うんですよ。そしたら、ただ納めただけで自転車操業の経営になるわけですよ。何のための予定価格か。予定価格をとる場合は多分その担当課の人は、大体これはいつぐらい入りますかと定価を聞いて、予定価格を立ておられると思うんですよ。物販の場合は特にこういう酷い数字が出てくるわけなんです。特に、それが地元業者ですよ。地元業者に首の首を絞めて節税したおかげで、業者は潰れて納税者が減って活力のない、つくったら何のための、キャッチフレーズは非常に人輝く安芸高田市という

けど、やっとなることは、残酷ではないかと、せめて8くらいにしてあげてですね、8で抽選になれば、地元業者が喜んでですね、仕事をし、また、小売店で頑張ろうと、行政はありがたいのと、税金を納めるのもたいぎないのと。というようなやはり太っ腹になってもらいたいなど。安けりゃなんぼでもええんじゃというような分をやるというのは、これは、民間同士でもですね、そういう人の心というものは、あんたも食わんにゃあいけんのじゃけえ、ちいたあ儲けやと。いうの普通ではないでしょうか。行政は、私自身も過去に、町時代に入札したことがあります。私は、その時には、節税のために入札しておりました。とるためではなくて、節税するため、例えば7ではいるもんだったら、7で入札していました。それで落札したケースはありませんでした。しかし、同業者には悪いことをしたなと思いました。同業者同士が首を絞めとるんです。そういう状況をつくってですね、表のキャッチフレーズはよくてやっとなることはこれは地元業者の市民ですよ、市民とうたつとる以上は、企業も商工業者も市民でございます。そのところを重々認知していただきましてですね、法ではこうなつとるけど、市長の判断でこうしなさいと、ここのところをやってもらわないと、今の安芸高田市の商工業者は、発展がたぶんないと、冷たいところじゃのと、言われるのがおちではないかと思えます。私も経験の中で、今、こうして入札権のない立場にあるので、経験をふまえ、また、今までの、皆さんの声を代弁して言っておるわけでございますので、その点、入札については、建設業者も物品業者も、同じように、底値を決めて、予定価格のなんぼを割ったらだめですよということを、ぜひとも、この次の、10月からでも即、市長がトップ命令でこうやれと、指示を出してもらえばできると思うんで、その点をひとつ、決断の意志を伺いたいとこでございます。また、先日のNHKのプロジェクトなんかと見ますと、私もよく知らなかったんですけど、北海道の池田町の十勝ワインというのは、行政がなんとかしないといけなはんかといって、東京に陳情に行って大きな予算をもらって、あれだけの全国的なワイン、それを家庭で飲み、地場産業として、皆さんがやっておると、まさに、高宮のソーセージもですね、本当は、高宮のソーセージとかお茶とか、そういうふうにする、また、我々も、ソーセージは高宮産を買うんだというような形をですね、やっていくことも非常に大変、策としては、私は参考になった十勝ワインでございました。また先日の二宮金次郎におきましてはですね、弱者に対してのすごい、金次郎さんは行動されとるんだなということ、テレビを通じて、私は勉強さしていただきました。まさに、それができるのは、児玉市長ではないかというふうに私は、思っておるわけでございます。市民というものは、市長を頼りに、今日この地域で頑張つとるわけでございます。ぜひその点を含めまして、細かいことは申しませんが、市長さんの英断をいただきまして、だれもが輝くように、ひとつお願

いするところで、決断のほどを聞くところでございます。それについて、答弁をお願いしたいと思います。

松 浦 議 長

ただ今の再質問について答弁を求めます。

まず、市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長

お答えいたします。非常にただ今のご意見というのは、それぞれやっぱり意見が別れる問題ではなかろうかと、このように思います。しかし、入本議員さんのご意見も十分、その市内の商工業者の育成というサイドで、受け止めにさせていただきたいというように思います。これは、17年度の物品の入札執行状況でございますが、この落札率がですねやはり先般一番直近で行いました、8月の11日のこの向原町の養護老人ホームのパソコンの入札でございますが、これは入札率が66.5%という恐らくただ今ご指摘の60%台ということではないかと思いますが、そういう極端のがありますけど極端のは46%とか41%というのもあるわけです。しかし、大方は大体80以上くらいでいって100%というのもあるわけでございますが、入札率が。そういうことで、かなり時々極端のがでてくると。こういうことで、そのみんな困っておられるのではないかと思います。そういうことで、土木工事のように最低制限価格を設けておけば、それ以下になることはないということで、今おっしゃったのはそういう制度をひとつとってくれとこういうことではないかと、こういうことではないかと思いますが、ちょっと法的にこれができるかどうかという問題も含めて、研究をさせていただきたいと主旨は十分理解をいたしました。

松 浦 議 長

続きまして答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

はい。防災計画のそうした見直し作業の関係でございます。ご指摘いただいておりますように、高田地域全体を見ますに、いろんな角度の中で、その地域の実情によって違い、また、旧町のそのままのそうした避難場所という状況になっております。当然、この安芸高田市におきます地域防災計画によりまして今、防災会議を行っております。その会議の中で、こうした見直し作業も承認を受けるという状況になっておりますので、来年度におけるそうした防災会議の時期に、こうした作業を進めさせていただきたいというように思っております。时期的には当然、梅雨に入るまでの状況にあるんかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

財政課長 垣野内壮君。

垣野内財政課長

建設工事におきまして、抽選で落札業者が決まったという件ですが、9月に入りまして、昨日13件工事の入札を執行しました。そして1件、75%の入札率で、抽選というのがございました。そして長迫配水池の工事におきまして、市外の業者、落札しているという件でございますが、特殊な工事でございます。市内に施行実績のある業者が

いないということで、市外の業者で入札を執行しております。そして市外の業者が受注しております。

以上でございます。

松 浦 議 長  
松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。再々質問ありますか。

続いて答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設課長

道路の関係の再々質問でございますが、これにつきましては、既に新市の建設計画の中でも非常に膨大な道路整備の要望が出ている状況などもございます。それから今回、緊急的な対応するいわゆる支線的な分についても、今後整備をはかっておくようにというご要望でございますが、これにつきましては旧町時代からの問題もずっと引きずってといいますか、その辺からの整備の問題もでございますので、支所等との連携調整をはかりながら、今年度あるいは来年度の半ばくらいまでには、調査をしていきたいと思いますが、ただこれが実際に整備をはかるということになりますと、予算的な問題もございますので、ある程度の洗い出しという状況に、なるかもわからないというふうに、今現在考えているところでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長  
入 本 議 員  
松 浦 議 長  
入 本 議 員

以上で答弁を終わります。再々質問ありますか。

議長。

14番 入本和男君。

私も入札について、こっちの建設関係は専門でないので、数字がああじゃったこうじゃったとは言いとうないんですが、今、市長が思われた以上に、75で入札されたりとかですね、86とか83とか、いうのがあるということもご承知いただきましてですね、この入札に関する問題において、寛大なる前向きな市長の判断をお願いするところでございます。また、先だって支所に詰めておられました職員の皆さんのですね、災害の時の職員の雨具とかヘルメットとかですね、そういうものが十分に配備してあるのかなと。それから、最近では、両手が使えないので、ヘルメットに、懐中電灯がついたようなのがありますけど、昔の炭坑夫さんが持っておられたそういうのも土嚢を積んだりする時とかですね、電気のない時というのはそういうのがそこらも併せてですね、この度の市内に対しての充実をはかってあげていただきたいと。また、職員がそのために怪我をしたんではなんにもならないので、その点をお願いを要望しておきます。それから、今の入札の件でございますけど、やはり入札がこれだけ激化したのも、仕事がなくって一人勝ちしたくてまるで野獣が弱者を、いじめるようなかたちになっておる形態でのあるように思いますけど、やはり、職員とすれば管理責任者の配置、法に基づいてチェックしてるとか、工事中の検査やこの度の山陽道のことがこの安芸高田市おこらないように、完成検査、基準体制はちゃんとランク付けが反映してですね、談合にならないよ

うにペナルティを厳しくしてですね、市としても心は緩めても、チェックは緩めないというかたちを、とっていただきたいというのがあるわけでございます。ぜひとも私もこういう入札に関してはですね、二度と言うことはないと思いますが、今まで私も言えなかった部分を、こうしてやはり地元業者の方、商業者の声を聞くとですね、やはり私もこうして代表する立場におきましたら、今は、ところを変えて自分のことではなくて、本当に企業また小売商の皆さんが、地域で住んでおりながら苦労しておられますので、暖かいご支援を英断をお願いして私の質問を終わります。

松浦議長

以上で、入本和男君の質問を終わります。

この際、15時40分まで休憩といたします。

~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、通告がありましたので発言を許します。

7番 塚本近君。

塚本議員

議長。7番、新政会所属の塚本近でございます。

通告いたしております、平成16年度の決算見込みと平成18年度の予算についてお伺いをいたします。

地方財政は長引く日本経済の低迷、少子高齢化、住民ニーズの多様化、また、国による三位一体の改革などの私たちがかつて直面したことのない非常に危機的な状況に至っております。合併前の高田郡6町の財政状況は、歳入である自主財源の税の伸び悩み、また依存財源の地方交付税、贈与税、国庫支出金、県支出金の減少で、歳入が非常に減収をしております。市民のニーズの多様化により歳出の増加、その結果財政指標である財政力指数、また、経常収支比率、公債費比率等はすべて、警戒数値を大きく上まわっております。また、積立金の取り崩し、多額な地方債これに伴います、償還金など、公債費の急激な伸びが予想され財政環境は極めて厳しい状況と、また、広域的な課題に対応し解決するために市長よく言われておりますように、6町生き残りをかけた戦略として安芸高田市が発足いたしました。この合併によって、財政状況は好転するのではなく依然として厳しい状況は続いていると思われま。そこで、平成16年度の決算見込状況を伺うものであります。

続きまして、市長さんは平成16年6月の定例会で、行政改革元年と位置付け、安芸高田市の行政運営の道筋を明確にし、効果的効率的な行政システムを確立するため、住民参画型の行政改革懇話会また、行政内部で行政改革を推進する、行政改革推進本部を設置し、本年度、安芸高田市行政改革大綱を作成され、人輝く安芸高田の実現を目指し

て取り組んでおられます。また、合併協議会で決められた建設計画にしたがって当面する、重要課題に計画的な事業実績に努めておられることに対し、敬意を表すところであります。そこで、平成16年の決算状況の見込を踏まえ平成18年度の予算編成時期にあたり、基本的な重点施策と基本的予算編成のお考えを伺うものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

松浦議長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

ただ今の塚本議員のご質問にお答えいたします。

平成18年度予算を編成するに当たっての基本的な考え方と、重点施策ということについてのご質問でございますが、来年度の予算編成につきましては、これから早々に取り組みをいたしてまいります。一番の課題は、いずれの地方公共団体も同様に一般財源の確保が非常に大きな課題になっております。本市においても例外ではございません。しかしながら、限りある財源を効率的、かつ、有効的に活用いたしまして、新市の建設計画及び長期総合計画に掲げる重点事業を、着実に推進していく必要があるかというように思います。そして、これらの事業計画を実現するためには、職員一人ひとりがそれぞれ自覚と責任と誇りを持って、主体的かつ積極的に知恵を出し合い、職員各自が事務執行の主体者としての自覚のもとに、一丸になって行政の執行体制の確立が必要不可欠と考えております。

現在、行政改革大綱を具体化する実施計画を策定しており平成18年度の予算編成においては、歳出の抑制、経費の削減、合理化だけを押し付けるのではなく、各部において行革等により節減できる経費を、各部各自が考えた新規事業の財源にするといった予算の特別枠を設け、職員のやる気と政策遂行能力の涵養、向上をはかる予算の編成を考えております。なお、当然、財源には限りがございますので、市民の皆様信頼を得るよう、事業選択と集中には十分配慮をいたしまして、将来の財政負担増とならない予算の編成を、心がけるのは申すまでもありません。

平成18年度の重点施策でございますが、新市の建設計画では、現在向原町にほぼ完成に近い特別養護老人ホームの建設、さらに先般来いろいろご意見を賜って、設計の段階に入っております、第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備、それから、議会で特別委員会をつくってもらっております、葬斎場の建設の3事業を最重点事業として掲げており、先ほど申し上げましたように、特別養護老人ホームの建設は、今年度に完了する見込でございます。また、第2庁舎・総合文化福祉保健施設につきましては、本年度からいよいよ事業着手する見込みとなり、早期完成に向けて、全力で取り組んでまいり所存でございます。また、葬斎場につきましても、本年度、調査費を計上しており、各部門を超えたプロジェクトチームを編成し、将来の利用状況を考慮して

建設規模、位置決定等に向けた取り組みを、はかつてまいりたいと考えております。また、第3セクターをつくって行います、農産物処理加工施設については、ほぼ方向が見えてまいりまして、農林水産省の補助金も決定に近い状況でございますので、来年秋までには操業できるように今、準備を続けているところでございます。現在推進中の下水道整備につきまして、下水道整備は事業期間が非常に長く、建設経費も膨大なものになるわけで、また、し尿処理施設であります清流園の老朽化に伴い、し尿処理能力が限界に来ておりますことから、旧町時代に策定した下水道整備計画の一部見直し、事業計画の再構築を考慮した、予算の編成を考えざるを得ない状況であると認識しております。

ソフト事業では、新市の建設計画及び長期総合計画の基本方針でございます協働のまちづくりを目指して、市内32の地域振興組織の自主自立、行政に頼らない、住民の自主活動の早期確立に向けた取り組みを、引き続き支援してまいりたいと考えております。市の単独補助金につきましては、真に必要な補助金は別枠として、小規模な補助金や、既にその役目を終えたと思われる補助金、また性質の似通った補助金等については、廃止や統合など税負担の公平性の観点から、新たな事業に振り替える検討も、必要な時期に来ておるものと思われま

す。いずれにいたしましてもこれから先、今までの負債を返済しながら限りある財源の中から、安芸高田市の未来へ向けて投資をしていかななくてはなりません。必要最小限の経費で最大の行政効果が得られるよう、効率的で市民の皆様から信頼をいただける予算の編成に努めたいと考えておりますが、やはり、今の国の経済状態から見ていつも申し上げておりますように、合併特例債もどのように変わってくるかわからないというような状況でございますので、どうしてもやっておか

ないといけない問題については、早く特例債事業を使ってやり終えていくということが、急を要することではなかろうかと、もたもたしよって、特例債の適用ができなくなるという恐れもあるわけございまして、そういう点では議会の皆さんも、ご理解をいただきながら、御協力を賜りたいとこのように思います。

以上でございます。なお、補足につきましては、担当部長の方から、お答えをしていきたいと思

松浦議長

引き続き答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

それでは、16年度の決算見込というご質問でございますけども、決算統計上の数字でですね、ご説明をさせていただきたいと思っております。18年度の予算編成におきましても本年度取りかかりにつきましては、10月くらいから、着手をさせていただきたいというように思っております。それを申しますのが、非常に大きな予算ということになりますし、当然査定等の時間にも要するという

すので、多少この予算編成に伴います作業につきましては、できるだけ早く着手をさせていただきたいというように思っております。

16年度の安芸高田市としての、一般会計普通会計に属する決算状況でございますが、歳入総額関係では、やはり253億の歳入等を見させていただき、歳出の方では、248億くらいの歳出の決算をみておるところでございます。実質収支におきましては、4億2,700万ばかりの計数があがってくるのではなかろうかと思っております。ちなみに、先ほどご質問の中にもございましたように、そうした財政指標に伴います数値の考え方でありまして、一番軸になります数値が経常収支比率ということがあろうかと思われませんが、平成16年度におきましては、94.4%という状況でございます。ちなみに15年度が93.7%で0.7%のアップということになります。次に公債比率でありまして、18.8%、15年度が17.8で1.0ポイントのアップになります。それと地方債の現在高でございますが、16年度の決算で約350億9千万、約351億の起債残高をみるようになります。ちなみに15年度の決算見込は327億でございますが、約24億くらいの増というようになっておるのが現状でございます。

ちなみに、安芸高田市と同等の類似団体を参考的に、ご説明をさせていただきたいと思っております。江田島市が歳入決算で185億、歳出で177億でございます。それと、経常収支比率が99.3%、公債比率が17.0、地方債の現在高が、210億の数字でございます。それと竹原市が、約3万1千5百人のところでありまして、歳入の決算額が116億、歳出が114億、経常収支比率が95.8、公債比率が13.1、地方債の現在高が、155億でございます。大竹市が3万3百名の数字でありまして、歳入総額で言いますと、125億、歳出総額で、122億、経常収支比率で、90.2%、公債比率で13.7、地方債の現在高が、196億の数字でございます。三次市が、この度、16年の4月1日に合併して、多少計数が4月5月の支払いがあがってきておりますけれども、経常収支比率で、105.6という数字が出ております。公債比率で、21.6、地方債で587億の起債残高をもっております。多少庄原市ないし三次市の決算額については、やはり、この度の合併によりまして、三次市の場合はやはり、歳入決算では、やはり、468億くらいですね、大きな規模をもっております。もう1点、庄原市の場合ですが、予算で389億くらいの、予算額をもって経常収支比率を99.8で、公債比率が21.2ですね、地方債の現在高が538億という状況でございます。三次市と庄原市につきましては、今回の合併によりまして、多少、隣接の町村と合併した計上の中でそうした決算額であろうかと思っておりますが、やはり、現状今見ていただきますように、安芸高田市の253億の決算をみとりますけれども、他の市の類似団体とは多少まだ大きい数字が



なというような思いもしております。

どちらにいたしましても先ほど言うておりますように、ある程度の財源を確保しながら予算編成に取り組みたいというように思っております。計数については以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問はありますか。

塚 本 議 員

議長。

松 浦 議 長

7番 塚本近君。

塚 本 議 員

ただ今決算状況についてお聞きしますと、引き続き大変厳しい状況にあるように思います。その例が経常収支比率を見ましても94.6%ということになりますと、税金で入ってくる市税で、人件費や施設の維持管理費をまかなったら、何もできないという財政の状況にあるのではなかろうかというふうに思います。そうした中、先ほど市長さん、長期計画に従って、18年度の事業をやっていくんだというお話でございました。大変厳しい中において、住民対話の行政ということでそれぞれ各部において、改革、懇談会であるとか、審議会であるとか、また、策定委員会、検討委員会等々、設置されてそれぞれの部署において、事業の推進をはかってきておられます。そんな中、その委員会の中での順位といたしますか、事業順位といたしますか、そこらを今後十分考えていただいて事業の執行にあたっていただきたいということを感じております。また、将来にわたって非常に厳しい状況が18年度以降も続くということは認識をせざるをえないところでございます。安芸高田市長期総合計画を着実に実行していただくためにも、これまでの公共的サービスのあり方を含めて改めて認識し、18年度の予算編成をお願いをいたすところでございます。市民との協働のまちづくり、人輝く安芸高田市のためにもこれまで以上に精査をしていただき、事業展開をしていただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

松 浦 議 長

以上で、塚本近君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

10番、あきの会所属の熊高昌三です。

ちょうど1時間残していただきまして、5時までには済ますということかなあというふうに思っておりますが、いよいよ最後の質問者ということで、議長の顔見ましたら、やっとお前まで来たかというような顔でニコっとされましたので、簡潔な質問を行ないたいというふうに思います。

それぞれ14人の方がそれぞれご質問された中で、幹の部分はほとんど済んだんかなあという思いがしていますんで、私に残されたのは枝葉の部分のほんとに細かいことになろうと思いますが、ひとつよろ

しくお願いしたいと思います。

主要には5点の質問を申し上げていますが、時間もありませんので、箇条的に質問させていただき、ご答弁を願いたいというふうに思います。

まず、冒頭行政サービスの現状と課題についてということでお伺しておりますが、ちょうど今、塚本議員さんが質問され18年度の予算執行の方向というのを聞かれましたが、残念ながら住民サービスの充実を、まず第一にやっというふうなお話しはありませんでした。非常に残念な思いがしていますが、まず市長は特例債をしっかりと使って、早くハードをすることが市民の将来的なサービスにつながるんだ、というようなご意見だろうと思いますが、果たして今市民が合併後の市民サービスについて満足しておるのかどうか、この点をまず市長に昌頭お伺いしたいと思います。その上で、公共施設の運営や施設、機能、状況について問題がないかということで、何点かお聞きしたいというふうに思います。まずあの、公共施設、特に旧町時代につくった文化ホール、あるいは図書館、資料館、そういったものがそれぞれありますが、合併して1年半という状況の中でそこらの連携というのはどんなふうになっておるのか、まあ効率的に行財政運営する上においても、ここらの一元化した運営管理、そういったものが必要じゃないかなあというふうなことで、その辺の連絡調整といったものは、どんなふうにできておるのかということ、まず、お聞きしたいと思います。併せて、それぞれ文化ホール等は運営委員会というようなものがそれぞれ開催、設置されているように思いますが、それぞれの開催状況、あるいは先ほど申した連携はどんなふうになっておるのかということをお聞きしたいと思います。

次に以前から申し上げておる、新しく吉田にできた温水プール、この運営についても以前聞きましたが、その後の状況ということで伺いたいと思います。6月初めに運営委員会を1回開催されたということは伺いましたが、その内容とその取り組み状況、そういったものが現在どんなふうになっておるか、2回目は開かれていないという情報を今は聞いていますが、そこらも含めてお考えをお伺いしたいと思います。それから、同僚議員からもたびたびありましたが、緊急避難場所ということが随分ありましたが、行政サービスの基本的なベースになるというふうに思いますが、その公共施設がほんとに市民の避難場所として、ふさわしい状況になっているのかどうか、ここらを重複した質問になるかもわかりませんが、再度、公共施設に限ってどういう状況であろうかということをお聞きしたいと思います。

次に行政サービスの関係の大きな2番目として、支所と教育分室の機能と体制の現状は、このままでよいかということでお伺いしたいと思います。支所には3課ございますが、その本庁との関係も含めてですね、現在の体制のままでうまく連携ができておるのか、あるいは効

率的に本庁支所の行政運営がなされておられるのか、こういったことをお聞きしたいというふうに思います。併せて、それぞれ支所には金融窓口というのがあるというふうに聞いていますが、そこらの業務もあるところないところ、いろいろあると思いますが、それによって職員の人数も影響されておるといっても聞いておりますので、そこらの状況についても考えをお聞きしたいと思います。また支所には、保健師の皆さんが配属されております。ここらの保健師の市全体での流れのなかで、支所に保健師さんを配属してるといことが、現状、一番いい体制なのかどうかそこらもお聞きしたいと思います。

次に支所との関係もありますが、教育分室、これはまあ、教育委員会の支所という位置付けでございますが、この教育分室もそれぞれ各旧町にはいろんな施設も含めて、多様な状況があらうと思います。ですから、そこらの多様な流れの中で、教育分室のあり方が今のままでいいのかどうか、そこらの問題があるのかないのか、ここら辺についてもお聞きしたいと思いますし、特にA E T今はA L Tと言うんですかね、そこらの配属が旧6町ある中で、5名という状況、これも以前に話が出たと思いますが、ここらについての現状はうまくいっているのかどうか、ここらもお聞きしたいと思います。

大きな2番として、民間委託のその後の状況に課題はないかということでお伺いします。これは、予算の時にも随分議論がありまして、かなり課題も含めて予算を認めたという経緯があります。今9月ですから、6ヵ月、約半年経った状況の中で、その委託状況、あるいは現場の状況、そこらはうまくいっているのかというふうなことでお聞きしたいと思いますが、特に契約の内容によって委託会社に権限をどこまで与え、あるいはどこまでが市が責任を持って指導するかと、そういった関係がどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。また、それに付随して契約の中に、契約書というものを出すようになっておるようですが、ここらの確認と実行状況そういったものを、どんなふう到现在のところ把握しているのかお聞きしたいと思います。また、保育所にもそういった業務委託をしておりますが、保育所といえども子どもを扱う所ですが、本職の皆さんと委託会社の職員の皆さんとの関係、そういったものもいろいろ課題があるように聞いておりますが、そこら辺についてはどのように認識をされておるかお伺いしたいと思います。

大きな3番目として、行政財産の土地利活用方針についてということでお伺いしておりますが、具体的に場所を申し上げますと、高田インターチェンジの道の駅の中国道側になりますかね、ちょっと1町近い土地があるんだというふうに思いますが、これの購入年月日と購入金額、あるいは、登記の処理状況、こういったものをまずお聞きしたいというふうに思いますが、これは旧美土里町時代、旧4町が若者定住の関係で、進めてきた事業の流れの中にあるということは存じてお

りますが、その後新市になって、利活用の計画はあるのか、ないのか、何件か活用希望も出ておるようですが、市としての方針はあるのか、ないのか、ここについてお伺いしたいと思います。

大きな4番として介護保険制度改正への取り組みの現状をお伺いするというのですが、これもまあ、以前、介護保険の改正が来年4月から行なわれるということで、その取り組み状況についてお伺いしましたが、まだ国の方針がしっかり出てないということで、明確なご答弁というのはあまりなかったような感じもしておりますので、再度お聞きしたいという思いがしますが、特に既に11月には市民の皆さんに計画、そういったものの提示をして、皆さんに伝えていくという状況の中で、現在の時点、もう既にかなりの協議がなされている状況と思いますが、現場の声が果たして本当に吸い上げられているのかどうか、そういったことをお聞きしたいというふうに思います。特におとこの補正予算の中でも言いましたが、10月に一部改正がありますが、これについて、あ、ごめんなさい。特別予算ですね、補正予算のこれの中でお聞きしましたが、その中で答弁ありましたように、従来の個室型の利用者の負担が、今までは介護保険でみておったが、今度はそれが介護保険でみられないということでありまして。あるいは食事の部分の負担も、介護保険ではみないというふうな方向になっておりますので、その負担は施設がするんだというふうな、こないだのご答弁だったというふうに思いますが、施設がどこまでできるのか、あるいは最終的には直接入所された方、あるいはサービスを受ける方が負担をするということではいわゆる一番弱いところにしわ寄せがいくような、方向になりかねないというような状況があると思います。そこらについて再度詳しくお聞きしたいというふうに思います。また、介護保険サービスに変わる介護予防サービスや地域支援事業、保険事業等の需要に対して供給は大丈夫かというふうにお伺いしたいと思います。先般、田中議員さんも、その介護予防というものに力をしっかり入れなさいということで、お話しがあったように、本当にその方向というのが一番大事な時期にきています。来年4月からの法改正によって新たに認定も始まるわけですが、当初は一遍に認定がされていき、いきなり百人、二百人・百人、二百人じゃないですね、八百人から千人に近い方が最終的にはなると思いますが、段階的に多分増えていくと思うんですね、そうすれば逆に移行期間というのは、施設は非常に運営が難しいんじゃないかなと思いがするんですね。いきなり千人増えるということになれば、その対応はできるけれども、何ヶ月にかけて数百人ずつ行くということになれば、一気に体制をとれば無駄になるし、体制をとっておかなかつたら、その対応ができないということで非常に難しいやりくりをすることが、要求されるというふうに思いますが、そこらは市として連携、あるいは支援のお考えはどの程度もっておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、来年度、先ほどから申し上げているように、介護予防サービスに移行するということがありますが、保険事業の部分、いわゆる、介護予防の部分が大きくなる、介護保険を使わない方を増やしていくということですから、いろんなかたちで介護保険を使わない、市なり地域なりそういった支援が必要ということになってくると思うんですが、そういった領域が大きくなることに対して、市として、方針、計画はどこまで決まっているのか、増大する安芸高田市の要介護高齢者を本当に誰が支えていくのかというのが今市民の、特に高齢者の皆さんの一番の不安だというふうに思います。この辺の方向というのを早く市として出す必要があるんじゃないかというふうに思います。特に施設を中心とした一局集中型の、そういった体制にするのか、あるいは高宮・美土里がやっているようなサテライト型、そういったものを含めてですね、地域に分散をして地域全体で、使用していくというかたちにしてくのか、ここらはやはり、しっかりとした方針を早急に出すというのが、まず大事ではないかというふうに思いますので、このようについての方向にかかわる問い合わせをしたいというふうに思います。

最後に、5番目となりますが、新市の新規事業や研究課題を総合的な立場で取り組む、市長直属の2、3人体制の総合調整室のようなものを、特例部署として設けてはどうかというふうなことを書いています。これについても以前、市外、部外者の識者ですかね、いろいろ識者がいらっしゃる、皆さんが集まっていたいて協議会のようなもの、あるいはプロジェクトのようなものをつくって夢のあるまちづくりを進めるための部署、特に、サンフレッチェとか甲田の湧永のハンドボール、あるいは土師ダムのこないだ花火があった資源、あるいは文化施設も毛利元就を中心にしてたくさんあります。あるいは、産業、経済、当然農業も含めてですね、横断的に連携をさせるようなそういった部署を、設ける必要があるんじゃないかなというふうな気がしています。というのも、先ほど、市長の方もいろんな場面で言われましたが、行政のスピード化というのが今求められておるんですね。そういう中で、本所は部制をひいておるわけですけども、その部制の中で、まあ部長さんこうやって議会の中で、直接我々の意見も聞いていただいたり、最近では課長さん方も随分出て来ていただいています。縦の関係が本当にうまくスムーズにいつておるのかなあという感じがしますんで、ある程度市長の考えがスムーズに、各部署の本当に現場まで伝えるような、そういったかたちがまだないんじゃないかなあという思いがします。そういった意味で特例を受けて、市長がこう言うんだからこうしなさいというふうな、必要な場合にはそういったことができるようなですね、力のあるものをつけることによって、市長の思いが末端まで早く伝わっていくというふうな感じがしますんで、特に高宮時代、市長を見ておりますと、そういったかたちで進めてこられたことが、ある意味いろんな成功にもつながっていった、

というふうな状況を私も見ておりますので、特にそういったかたちと  
いうのがあればいいんじゃないかなという気持ちがしておりますので、  
その辺についての市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思っ  
ます。

以上5点をお伺いして、質問にさせていただきます。

松 浦 議 長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

行政サービスの現状という課題の中で、公共施設の運営や、施設機  
能についてということでございます。特に、教育委員会関係の施設の  
問題が、重点的に取り上げられておりますので、この公共施設の運営、  
施設機能の問題についてと、それから、支所と教育分室の問題併せて、  
後ほど教育長の方から、答弁をしていきたいとこのように考えており  
ますが、支所との体制機能についての問題につきましては、今村議員  
をはじめ、これまでもお答えといたしておりますが、支所の体制に  
つきましても、実際の事務執行をいたします中で、課題がかなり明ら  
かになってきておりますので、これまでも、重ねてお答えをしており  
ますが、現在、行政改革実施計画の策定作業を実施しておりますので、  
このことと合わせて、事務事業の見直しに見合った組織機構の、検討  
をいたしたいと考えておるところでございます。支所につきましても、  
全体の検討の中で、市民の皆さんへの行政サービスを保障できる、実  
効あるものになるように、検討をさせていただきたいとこのように考  
えておるところでございます。それから、保健師の体制の現状はどう  
なっとるんかと、まあこういうことでございますが、これは後ほど福  
田部長の方から具体的に、答えさせていただきたいとこのよう考えて  
おります。

それから、人的委託のその後の状況についてと、こういうお尋ねで  
ございます。保育士業務、保育所調理業務、学校給食調理業務、公共  
施設管理業務及び一般行政事務業務について、本年4月、人的業務委  
託を導入して現在、5ヵ月が経過したところでございます。導入当初  
は業務運営に支障がないか心配しておりましたが、幸いに昨年度末ま  
で本市の臨時、非常勤職員としてそれぞれの職場で活躍いただいてお  
りました方々の、大部分が受託者の所属として転職を、転籍をいただ  
きました。また関係者の皆さんのご努力によりまして、現在のところ  
大きな混乱もなく、経過をしております。

管理主体と委託権限が明確になっているかというお尋ねでございま  
すが、まず、管理主体は従来どおり設置主体である安芸高田市に変わ  
りはないわけでございます。次に委託権限ということでございますが、  
これは、委託の範囲をお尋ねかと思えます。委託の範囲は各事業上の  
業務の一部であり、例えば、学校給食調理場においては給食調理業務  
の一部、また保育所においては、保育士業務及び給食業務の一部で  
ございます。すべての業務について事業上の管理者の意向に沿った人員

の配置を行なっており、受託者の権限は事業上の業務を遂行する従業員の配置等人事管理ということであろうかと思えます。また、学校給食調理場と公共施設の管理業務につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきたいとこのように思います。

それから、行政財産の土地利活用方針についてのお尋ねでございますが、具体的には高田インターチェンジ道の駅付近の土地利用についてのお尋ねであろうかと思えます。高田インターチェンジ周辺の土地利用につきましては、高田インターチェンジの活性化をはかるために、旧高田郡の4町、吉田町と美土里町と高宮町と甲田町において、平成4年度から取り組んだ若者定住促進等緊急プロジェクト事業が、スタートであったと記憶しております。プロジェクトの核となる施設として4町の共同事業で建設する、安芸高田インフォメーションセンターは、各町の個別事業が完了していく中で、最後まで懸案事項として残っておいたわけですが、この課題を解決させるために、旧美土里町において平成14年度に策定されましたが、高田インターチェンジ再開発総合計画で計画策定にあたっては、合併の流れの中で、新市建設後の高田インターチェンジの活性化に向けた土地利用も、念頭においた計画であったわけでございます。具体的な土地利用計画につきましては、土地の形状から2つの区域に分けての利用計画となり、先行して整備した、道の駅・北の関宿は計画が実現したものです。残るインター側の区域の土地利用につきましては、新市における計画区域として位置付けており、道の駅との複合プランとして3つの案が計画書の中で示されております。いずれにいたしましても、高田インターチェンジは本市の北の玄関口であり、道の駅、バスの駅との有効活用を前提とした土地利用が、新市建設計画にあげられていることから、今後財政状況を考慮しながら検討を進めてまいりたいと思えますが、またいずれご協議をしていきたいと思えますが、旧美土里町から、神楽門前湯治村がこの地を利用したい、とこういうような計画も出ておりますので、そこらとの整合性を今後ご協議していきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、介護保険法改正への取り組みの現状、それから、介護保険法改正に伴う課題についてと、こういうことでございますが、いずれも、担当課長、係が来ていますので、担当課長、係から説明した方が分かりやすいと思えますので、その方から説明をさせていただきます。ただ、今後、法改正が出るなかで、今後の福祉の対策をどのようにするかというお問い合わせがあるわけでございますが、施設には限界があるわけございまして、そういう意味から今後は地域福祉とそういうかたちでの福祉を充実をさせていくと、いわゆるサテライト方式の福祉をですね、充実をさせていくと、こういうことが必要ではなかろうかと、このように考えておるわけでございます。

それから、市長直属の特命部署を設置したらどうかというご質問で

ございますが、今村議員のご質問にもお答えいたしました。本市の組織機構につきましては、基本的には合併時の姿を継続しており、業務遂行の実際の中で、改善すべき部分も明らかになってきつつあります。一方、地方分権により、権限移譲に伴う業務の拡大、高度な専門能力の要求など、人材確保の必要性も増しております。このようなことから総合的に勘案して、行政改革実施計画の検討内容も考慮に入れながら新たな組織機構を検討してまいりたいと思います。ありがたいご意見をいただいておりますので、今後この行政改革計画の検討の中で、検討をさせていただきたい、このように考えております。

以上、後ほどまた補足の説明はそれぞれ教育長、担当部長、担当課長、係の方から説明を申し上げますのでよろしくお願い致します。

松浦議長

引き続き質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

議長。ただ今の熊高議員の質問にお答えをいたします。まず各文化施設の稼働率、運営委員会の動きについてのお尋ねでございますが、市内には文化ホールとしてフォルテ、田園パラッツオ、若者定住センターミュージズなどがあります。図書館は各町にあり、6館となります。資料館は、吉田歴史民俗資料館、甲田郷土館がございます。稼働率でございますが、16年度フォルテが29.6%、田園パラッツオが19.9%、ミュージズが22.8%でございます。図書館でございますが、全体の貸出件数は10万5,717件であります。資料館の関係では、吉田歴史民俗資料館の利用者は昨年度7,514人でございます。運営委員会の関係でございますが、田園パラッツオ、図書館、資料館において、毎年1回ずつ開催をしております。

また、行事等の調整、連携ということでございますが、本年度については、文化講演会の調整をしたところでございます。11月6日にはフォルテで海老名香葉子さんをお迎えし、開催する予定であります。また、図書館の関係では、向原の読み聞かせグループきらきら絵本館の皆さんが、毎月1回吉田幼稚園に行っておられます。資料館の関係では甲田郷土館の資料や、向原の個人所有の資料、美土里の民俗資料など、吉田歴史民俗資料館で展示したところでございます。

吉田温水プールの運営委員会は、本年度第1回を6月3日に15名の委員を委嘱して開催したところでございます。意見としては、水深が深い、更衣室がすべる、アクセスが難しい、歩行コースが狭い、短いなどがありました。また、利用の多い曜日や時間帯などを考えて、開館時間を考えていく必要があるなどの意見がありました。当初からは、水深を20センチ下げております。歩行プールだけでなく、25メートルプールにも歩行コースを設けて利用しております。できることから、改善をしているところでございます。また、水泳教室の開催など幼児教室、25メートルを目指す初級コース、25メートル以上を目指す上級コース、成人教室、アクアエクササイズなどの教室の



開催で、利用者の増加をはかっているところでもあります。

次に、緊急時の避難場所の関係でございますが、学校施設を除いていずれも避難場所にはなっておりません。

次に、教育分室のことについての質問でございますけれども、各教育分室は各室で施設管理を含め、多様であります。そういう点でお話しをさせてもらいますと、現在各町に教育分室を配置しておりますが、これまで各町が進めてきた社会教育、社会体育が停滞しないようにし、各事業に取り組んでいるところでもあります。教育分室では、施設管理として公民館、図書館などの社会教育施設、体育館、グラウンド、B & Gなどの社会体育施設、それから学校給食センター施設管理などを担当しております。また、学校関係事務の連絡調整などしております。議員仰せのとおり、地域の特色を残しながら、効率化をはかることは重要なことでもありますので、行政改革推進の実施計画にも入れて取り組んでいく考えであります。本年度におきましては、各町での行事で調整できるものはまとめておくようにしております。例えば、先ほども話をいたしましたが、文化講演会、あるいはITの講習会等がそれにあたります。今後もまとめていけるものは、徐々にまとめていきたいと考えておるところであります。

次にALTの問題でございますが、合併前合併後1年間は、6名ALTがおりました。そして、それぞれ今までの学校教育、あるいは生涯学習という面での活躍をしてもらっておりました。そこで、それぞれALTが活躍してもらっておるわけですが、それぞれが独自のやり方で、英語活動等に取り組んでおるということで、基礎基本定着状況調査の結果を見ましても、英語の学力はもう少しつけていかななくてはならないということもありますし、英語について耳からの学問といいますが、そういうことを早くからやっていきたいということもありまして、保育所を含めて幼稚園、小学校はすべての学校で英語活動をはじめると、まあ中学校は当然教育課程の中にございますので、英語は当然やらなくてはなりませんけれども、保育所、幼稚園、小学校、中学校すべての教育あるいは保育の段階で、英語になじむというようなことをやりたいという思いがありまして、相談を申し上げたんでありますが、どうしても雇用条件が合わないということでご無理になったという経過もございます。そこで、それだけでは全体的な調整ができませんので、別におられる非常勤の方をですね、途中で雇いまして、その方を含めてALTがある程度同じ歩調で、どこの学校もできるようなカリキュラムの作成を、取り組んでおるわけでございます。それだけでは私は十分とは思いませんので、来年度にかけてはですね、さらにALTの力を発揮していただいて学校教育においても、生涯学習においてもですね、本来の英語活動ALTの国際理解と合わせて、語学というものについての能力を伸ばせるような動きをですね、できるだけ進めてまいりたいというのが、教育長としての今の希望で

ございます。そういう面で十分ではないかとも思いますけれども、今はそれぞれの教育分室においていただいて、地域とも交流もできるが、学校との交流ができる。ただ今までと違いますのは、今までは、各町だけのALTだったんです。今年からは町をまたがって動いていただくというようなことを、お願いをしておるという状況でございます。

次に民間委託その他の状況の中で、いろんな課題もあるだろうけども、何を思って確認できるのかということでございますが、4月以降の委託によりまして、給食センター、図書館、B & Gの海洋センターなどの社会教育、社会体育施設の人的業務を委託しております。5ヵ月を経過している状況ですが、委託の事業団では、各施設に定期的に打合せに行くことや、必要なときにはその都度打合せを行なって、サービスの低下にならないようにしております。また、6月から7月にかけて、各町単位で職員との意見交換をし、意志疎通をはかったところでございます。委託契約になっておりますので、契約書に基づき権限もその内容に沿っている状況でございます。なお、契約以外のこと、業務が発生する場合には、事業団の方で事情を聞いて対応し、日報等で確認をしております。事業団独自で判断できないものにつきましては、市役所総務部あるいは教育委員会と、協議を進めておるところでございます。なお、教育委員会と事業団とで調整会議を持つようにして円滑な運営に努めているという状況でございます。

以上、先ほどの質問に対しまして答えをさせていただきました。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

はい。まず1点目の安全安心市民サービスの関係の緊急避難場所の関係でございます。このことにつきましては、入本議員さんのご質問にもお答えをいたしましたとおり、合併前のそうした防災計画をもとに、作成をいたしましたものでございます。そういう状況の中で今回そうした変更計画に伴います、作業に着手させていただきたいというように思っております。市役所また各支所の庁舎、また基幹集会所など避難生活のための、受け入れ設備の整った指定をすることが必要ではなかろうかと考えております。いずれにいたしましても、こうした近年の異常気象に伴いまして、災害への危険と市民の関心が高まっておりますことから、早急な作業を進めさせていただき、市民の皆さんにお知らせをいたしたいと考えております。

続きまして金融機関、金融窓口における支所の関係でございます。このことにつきましては、新市発足後、具体的な事務執行といたしまして、各支所の意向の調査、また17年度からこの制度を導入させていただいたわけでございます。各支所におきます税などの収納の窓口の円滑化をはかるために、八千代・甲田・向原、各支所へですね、新たに出納専門員を配置をさせていただいたところでございます。指定金融機関の職員の支所窓口への派遣要望につきましては、支所によっ

て窓口の収納件数など、ばらつきがございますことから昨年度は、一部の支所から要望がございましたが、先ほど申し上げました、出納専門員をですね、配置によりまして現状では派遣要望がございません。ただし各種税の納期が重複いたしまして、窓口の業務が非常に忙しい状況になるわけでございます。そうした状況の中で、配置しておりません美土里・高宮支所への窓口につきましては、2日から3日、臨時的に指定金融機関の職員の派遣をですね、お願いをいたしました経過もでございます。しかしながら、このことにつきましては、派遣の必要が生じているものなく、両支所におきましてはですね、農協の支所が近くにあるということで、支所の窓口での収納扱いの件数も少数でございますから、現状におきましては、出納専門員についての配置の予定はいたしておりません。各支所におきましては、指定金融機関の職員が当日、夕方、また翌朝には集金に巡回をいたしておりますので、現金の流れにつきましては、改善要望等は聞き及んでおりません。いずれにいたしましても税等の収納窓口につきましては、市民の皆さんの利便性の確保のために、今後も対応をはかってまいりたいと考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長  
田丸自治振興部長

続きまして自治振興部長 田丸孝二君。

それでは、行政財産の土地利用方針ということで、高田インターチェンジ付近の状況についてお尋ねでございますので、それについて私の方からご説明申しあげたいというふうに思います。まず、該当の土地の購入年月日と購入金額ということでございますけども、美土里町の時代に、平成6年3月31日の日付をもちまして、地権者7名から、購入金額1億5,876万4,141円をもちまして、面積とすれば、2万1,201平方メートルを購入をされております。その後、工事残土等をもって造成事業をされて、今日に至り、そして平成15年度道の駅というかたちで整備されたと記憶しています。さらに、インターへの入口の県道の法面がございました。ちょうど該当の土地との谷間にあたってそこを当然、谷を造るよりも埋めてという活用になりますので、その法面を平成16年の11月の29日金額的には1,140万円ということで広島県から購入しております。面積は2,857.99平方メートルであります。

登記処理の問題でございますけども、当初美土里町が地権者7名から平成6年に購入した時点、それから平成16年に広島県から購入した時点におきましては、登記処理を済めております。ただ、道の駅につきましては、駐車場部門を広島県がやってくれますし、さらに、県道の付け替えをしております。その県道の付け替えに伴いまして、民間の用地を一部いただくということがございました。そのために広島県と当時の美土里町、そして民間の方3名でございますが、それとの3者契約によって土地を入れ替える、交換するというかたちで処理を

した経過がございます。これにつきましては、現在まで登記が済んでおりませんので、現在登記をするように取り組みを強めているとお聞きしています。

以上であります。

松 浦 議 長

皆さん、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、本日の会議時間を延長いたします。

引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。それでは支所と教育分室等の体制というところでございます。保健師の体制は現状でよいかというご質問でございます。現在市の保健師は保健医療課に5名、高齢者福祉課に1名、各支所2名の、合計16名の保健師が在職しております。高齢者福祉課に今回8月1日に以前、社会福祉協議会の方へ派遣職員になつとりましたけども、その派遣が解かれまして、こちらの方へ高齢者福祉課の方へ復職いたしているものでございます。それで、この保健師によります事業として市における、母子保健、老人保健、精神保健事業等、支所を含めまして15名の体制で推進しておるところでございます。合併後、1年半すぎてまいりましたけれども、これらの事業を振り返ってみますとやはり、旧町の事業をかなり引き継いできたものも多々ございまして、地域性と言えばそれまでかもわかりませんが、やはりサービスの統一まではいってないような気がいたしとります。これらの事業展開を実施するのにですね、保健指導士の援助を行なってまいりましたけれども、あくまで16年度につきましては、手伝いという域を抜けられませんでした。17年度につきましては、これではいけないということで保健師のいろんな展開事業におきましては、市の事業という観点に立ちまして定期的にこちらの方に全員集まっておきまして、いろいろと行事計画等設定していただく、それに基づいての事業展開をするというかたちでの、少しですけど、域を脱出しつつあるかたちでいっておりました。とは申しましてもやはり今後地域性の重視も必要でございますし、そうは言いましても市に対するサービスの均一化をはかっていく必要があるかと思っております。そのためにはやはり、保健師のまず意思統一をはかっていく必要があるかと思っております。そのためにですね、この今の現行の組織でよいかどうかということですね、実際活動しております保健師の意見も聞きながら事業展開が安芸高田市の事業として効率の良い展開ができるにはどうしたらよいかということ今、保健師も含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

それと、民間委託の関係でございますけれど、保育所の各町での取り組みの温度差がないかということでございますけれど、民間委託につきましては先ほど市長の方から、この4月からそういうかたちで出発させていただきまして、まあまあ大きな混乱はなく現状、今やっただいてるところでございます。そうは言いましても、保育所といいますと出先の施設という所でございます、多々なかなか旧町時代から職員さんに、そんなに異動がなかったのではないかなと思っております。私の感じではですね。職員さんの異動はあまり一般職員の方のように、異動がされてなかったのではないかなと思いますし、ずっとやはり保育士さんというかたちでの、特別のそういう資格をもった職種でございますよね、そういったかたちで、そこでずっと勤務をなされとったということから、なかなかその保育所の、いい意味で言えば特徴で言えばそうなんですけども、なかなかいろんなかたちで安芸高田市一本になった時に、なかなか保育所全体の統一というのが、とれてなかったような気がいたします。そうしたかたちで17年度ですね、取り組んだことにおきましては、献立表ひとつとりましてもそれぞれの保育所で献立をやっておりましてけれども、少しでも本庁の方の栄養士によりまして献立をつくりまして、それを基本として、時には材料の調達の関係でそのとおりにならないこともあったかもわかりませんが、その献立表を基準にして、安芸高田市内の保育所については、こういう食事をさせるんだというかたちを、とらせていただいております。それとまた、予算編成に伴いまして、それぞれの施設の方から支所を通してあがってくるわけでございますけれど、必要経費等ですね、かなり17年度におきましては、整理をさせていただいたと思っております。それと、17年度におきまして、少し一般職の方の人事異動もさせていただきまして、やはりずっと同じ方の職場ってというのが、外の風を入れるってということが非常に大切なことだと思っております、今回こうして委託先の職員さんと一緒に業務をされる中で、スムーズにいつているとは思いますが、ちょっぴりと正規の職員さん、それから委託先の職員さん、で難しい部分もあるようなことも少しは聞いています。そうした中で将来的にはですね、やはり私の思いでございますけども、業務部分をですね分けて、正規の職員さんは正規の職員さん、会社委託の方の職員さんは職員さんというようなかたちにしたのが、割とスムーズにいくんじゃないかなという部分もでございますし、それにいたしましても現状ではよくやっただいとるように思っています。それと、研修のことがちょっと問われておりましたけれども、会社の方でいろいろと研修にもとりくみをしていただいております。社員の方を集めて、保育士、それから調理師さんの研修についても取り組みをさせていただいております。

以上でございます。

松 浦 議 長

続きまして高齢者福祉課長 沖野和明君。

それでは、介護保険制度改正への取り組みの現状についての、ご質問にお答えをいたしたいと思えます。現場の声をどう反映し、計画をしているかということでございますが、高齢者の保健福祉計画、介護事業計画の策定につきましては、市議会をはじめ、市内の各サービス事業所、また市民の皆様にもご参加をいただき、意見をいただきながら進めているものでございますが、ご質問の介護の現場の声をどのように計画に、反映しているかということでございます。これまでの経過といたしましては、6月の末に市内の全事業所に声をかけさせていただきまして、今回の制度改正についての内容説明や、地域包括支援センターについての、市の考え方を提示させていただきながら、意見交換や協力をお願いをしたところでございます。また、市内の施設の関係者で組織されております、連絡会議にも適時出席をさせていただきまして情報提供、意見交換等、連携体制をとっております。同様にケアマネージャーさんの担当者連絡会議が、毎月開催をされておりますが、この会議にも出席をし、連携をとっております。今後とも市内の全事業所と情報提供や意見交換をするなど、各事業所との連携を密にしながら計画づくりを進めていきたいと考えております。

次に10月改正時の問題課題はないかということでございますが、10月の改正の大きなものが施設の居住費、食費の原則利用者負担でございまして、保険給付の対象外になります。所得の低い方につきましては、自己負担が一定の範囲にとどまるよう、低所得者対策が講じられております。現在この低所得者対策が該当者に洩れないよう、課をあげまして事務の執行をしているところでございます。

具体的にご質問といたしまして、従来型個室の利用者負担が増加するのではないかとということで、居住費につきましては、施設の住環境の違いによりまして、多床室、相部屋でございまして、そして従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室と4つに分類をされております。それぞれの形態で利用者負担の額が異なっております。また、所得によっても上限額が定まっております。

従来型個室につきましても改正がなされて、新たな居住費が発生をいたしますが、現在既に入所あるいは入院されておられる方につきましては、一定の条件のもとで多床室と同じ扱いになるよう、経過措置が講じられると聞いています。

また、食費についてのご質問でございますが、現在の制度では1日の基準食事サービス費というものが2,120円となっております。制度改正によりまして食費の基準費用額が1日1,380円、なおこれは栄養管理費を除きでございますが、に改められます。ご指摘のように基準費用額が下げられますので、施設運営には影響があるというふうに考えております。施設のより一層の経営努力が、今後必要になってくるものというふうに思っております。

次に予防給付並びに地域支援事業の実施についてのご質問でござい

ますが、ご指摘のように制度改正によりまして、要支援の1、及び要支援の2と認定される方は18年の4月から徐々に増えてくることとなります。これは、介護認定における移行でございまして認定の更新月が来るたびに徐々に増えるものでございます。しかし事業所単位で見ますと、介護サービスを受けられる方と、予防サービスを受けられる方の合計数、その全体数は、現在の人数と現在サービスを受けておられる人数と、そう変わらないということが考えられます。最初は要支援1、2と認定される方の人数が少なく、徐々に増えてくるという現象がおきますので、事業所におきまして介護サービスの事業と予防サービスの事業を開催日を調整するなど、組み合わせに工夫が当初必要になるのではないかと考えております。また、地域支援事業につきましては、現在その多くの事業を地域支え合い事業という事業で実施し、市内の社会福祉法人等の事業所等に委託して実施していますので、基本的に体制に大きな変化はないものというふうに現在考えております。ただそのうち、ハイリスクな高齢者の方についてはケアプランを作成し、それに基づきサービスを提供するということとなりますので、地域包括支援センターの取り組みが重要になってまいります。

続きまして保健事業の方針と計画等についてのご質問でございますが、ご指摘をいただきますように、予防重視型のシステムへ転換するというに伴いまして現在の老人保健事業のうち、主として介護予防に資する事業の多くが介護保険制度に組み込まれまして、福祉施策と合体いたしまして、介護予防事業として介護保険の方に移行してまいります。その内容につきましては現在検討しております計画の中で今後方針と計画を、示していきたいと考えておりますが、老人保健事業につきましては、これまで保健師等を中心に事業を進めてまいりました。また、介護予防と健康づくり、生活習慣病予防というものは切り離すことができないと考えております。安芸高田市の介護予防を推進するためには、こうした保健師等、市が中心になり進める事業と、社会福祉法人等のサービス提供事業者が行なう事業などの、フォーマルなサービスはもちろんのこと、地域におけるボランティア活動等を活用した、インフォーマルなサービスまで含めた、地域全体で支える体制を整備する必要があるのではないかと考えております。

最後の安芸高田市の具体的な方法につきましては、市長の方が答弁をいたしましたので、これで終わらせていただきます。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

はい10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

はい。1回で終われば皆さん喜んでもらえるんでしょうけども、そういうわけにはちょっといきませんので。

まず市長に全体的なことですね、さっきもお伺いしたんですがそのお答えはなかったんですが、まず合併して1年半の中で市民は合併して何も、いいことがなかったという意見しか私は聞いてないんですね。だから、そのことを市長は、どんなふうに受け止められて、18年度にどんなふうにそれを活かしていけるのか、まずそれをお聞きたかったんですが、その答えは先ほどありませんでした。で、昨日からの一般質問を含めて皆さんの答弁は、まあ早急にやるとか、いろいろ取り組んでいくとか、できるだけ早くやるとかそういった答弁がほとんどで、昨日は本当に聞きながら怒りを覚えたような状況でしたが、昨日は市長さんが怒りを覚えとっちゃったようなんで、私の方がかっかしちゃいけないという思いがしたんですが、やはり同僚議員もいろいろ言われましたように、つまり何をどうするんかというのは、もうこの時期にきたらはっきり示すべきじゃないかなと、境港の例も出ましたが、合併をしない町として10年間努力してきた結果、全国ランキング1位になったんだということで、素晴らしい取り組みだということで評価をされていましたが、市長はその市長の任期の中にどこまでやるんか、というのはどういう気持ちを持っておられるのか、そこをまず市長の本当に大きな思いというのを、どこまで持っておられるかをまず聞きたいというふうに思います。本当にまあ自治体のこれからのあり方というのは、透明性とか、公平性とか、自主自立とかそういったものがまず根底にあって改革するという方向になっていいますが、それプラスのやはりスピードだというふうに思うんですね、今は。スピード感が今安芸高田市には欠けていると。そういった意味で5番目の市長の思いが、早く伝わるような組織にした方がいいんじゃないか、ということもあわせて言ったわけなんですね。今村議員も言われたようにスピード感がないからこそランキングの中でも、何番だったですかね、かなり下位の方になったということで、たぶん市長は確実にやってくというこれまでの市長のやり方というかたちで、着実にやっておられると思うんですが、それじゃ間に合わんような気がするんですね。ですから、そのスピード化を市長はどこでどうはかっていかれるのか、行財政大綱の具体策も出てきとりますので、そこでやるのかということですが、それすらも後手後手になってきとるという状況で、まず、スピードをどんなふうに市長がつくって行かれるのか、そこをまず1点大枠でお伺いしたいと思います。

個々には要点だけ申し上げますけれども、プールの運営委員会1回やられたということで教育長さん、私が言ったから1回やってまあ、かたちはつくったからよかったよなあ、というふうにしか私は現場に行きながら、思わんのですね。で、業務委託の関係も含めていろいろと制約もあるんだろうと思いますけども、プールの業務委託契約を見ても、管理運営委託というかたちになってますし、給食とかそういったものは運營業務委託ということで契約の内容もかなり違うんですね。



そこらを含めて業務委託の契約の方にきちっとしてある方が、明確な指示系統とか責任分担とかなっておるように思うんですね。そこらを含めてこの内容も含めてですね、そこらの改正改革をされていく必要があるのではないかと、やはりプールに来る人は市民でありお客さんですから、お客さんの要望を、昨日言ったら今日できるものはするという姿勢が、今見受けられないんですね。それがやっぱりスピード化でもあるし、プールのお客さんを増やすということにつながると思うんですね。本当に少しずつ増えてるといえるのは実感です、私もね。いろんな教室もやられて頑張っておられると思いますが、ただ常駐する指導員とかですね、そういったものがやはりまだまだ手薄で、せっかく来て意欲を持った人、さらに意欲を持たせる方向につながっていないんですね。そこら辺が大きな課題であろうと思いますし、市長も昨日ですか、田中議員さんの質問に答えられたプールの関係でバス運行とありましたが、これは以前私が言ったことなんですが、市長はこれから検討しますと言われましたが、今まで質問したことが全く活かされておらんということですね。だからふれあいバスが2台ある。運営、運行状況も2台あって、ほぼ1台しか必要なときに動いていないという実態です、あれは。だからそれを、1台は定期的に申し上げたように、各町に振り向けて毎週何曜日はお年寄り方がするんでしょとかたちでこちらが仕掛けていかないかね、やはり皆さんは積極的には来ませんよ。特に吉田の人を中心の状況ですね。だからやっぱり市としての施設として活用するんであれば、やはりそういうところを仕掛けていく。仕掛けていくために、今の運営形態をしっかりとやっていくとかたちが、必要であろうと思うんですね。ここに限ってちょっとお伺いしてみたいと思います。

支所の関係ですが、いろいろ考え方あるとは思いますが、私が支所を見る限り3課が、本当に必要なかなあという気が今しとるんですね。これはまあ今から検討されるということですが、私は市民部とか地域振興課、これあたりは逆に必要ないんじゃないかなあという私個人の感じはするんですね。業務管理課はやはり直接すぐ現場に行かにかあいけんということも多いんで、やはり地域の実情をよく知った上で必要なあ。市民課とか、特に福祉関係とかいうのは支所の課長のとこまで稟議が行ったり、本庁の課長・部長まで稟議が行って二重構造になっとるんですね。しかも合議とか言って収入役さんまで合議の判が押してあるとかね、そういうかたちで、かなり判断が時間がかかるとるんですね。二重構造になっとるという意味で、支所の3課というのをもう少しまとめて、窓口までにしてあとは直接、本庁にしっかりと連絡して、必要であれば本庁からでも専門的なことは説明していくとかですね、そういうかたちの方が効率的な支所運営ができるかなあという気持が私はしとるんですが、他の意見としては、逆に業務管理課を本庁にまとめて、やはり市民の窓口は支所においた方がいい

という意見もあるんですね。私も毎日そこにおるわけでもないし、中におるわけではないですからそこらを含めてですね、支所のあり方というのを検討していただきたい。当然人員削減の方向に向かっては、そこら辺のことも含めて人員のいろいろ効率化につながると思っていますんで、そこらをひとつやってもらいたいということで思っているし、金融窓口これらもやはりある程度支所の状況ですね、人口とかお金の出し入れの形態とかいろいろ違うでしょうけれども、やはりひとつの市になったからにはある程度統一性を持った中で、支所それぞれの形を統一していくというのにも必要ではないかと思ったり、本当に支所に必要な部分は残していくというのを、再度精査していく必要があるのかなあと気がしています。あわせて、保健師の体制これは、人事交流がされましたから、ある程度いい面も出てきておると思いますが、逆に全然知らない地域に行って実態がわからない中で、どう動いていかわかんことも当初あつようですね。それから保健師さんの、住民の健康管理とかそういうデータですね、これをきちっとしておくことによって、誰が来てもそのデータを見ればどここのあの人だ、こういう症状だからこういう手当をしなければいけない、ということにつながっていくと思うんですね。そこらを含めて本庁にある本部を設けて、きちっと分散させていくのがいいのかということもあろうかと思うんですね。そこらを十分検討してもらいたいと思います。

民間委託の関係。特に保育の現場等はですね、子どもを見るという立場、民間委託だろうと職員だろうと同じですね。それから、同じような体制じゃないと、仕事がしにくいというのが現場の声です。昨日か一昨日も言いましたが、通勤手当あるいは残業手当、あるいは研修に行く費用こういったものが、業務委託関係の人は出ないと聞いておるんですね。だから、研修に行きなさいと職員が言おうとしても、費用も出ないところには行きたくても行けないとかね。出張するときその費用も出ないのに、行ってくれと言うのは言いにくいとか、そういったのもあるようです。だから、お金を減らすというのは我々も言わにゃあいいんことですから、だけども減らす部分によってその逆効果というのもあると思うんですね。費用対効果だけということじゃなしに、その中身によって本当にお金を削減する分とそうでない分というのが、あろうかと思うんですね。そこらをどんなふうにも今後されていくのかなというのがひとつあります。

3番目のインターチェンジの分、これまでの状況というのがよくわかりましたが、市長が話をされた市新設計画の中に、3案くらいあるんだという話をされましたが、これから更にハードをつくっていくという思いの中でそういう話をされたのかどうか、もう少し具体的にお聞きしたいというふうに思います。介護保険の関係、これはいろいろ多岐にわたっておりますが、特に私が言いたいのは、現場の声が吸い上げられてるかどうかというのが、なかなか課長さんの答弁の中に

出てこないと気がしましたのでお聞きしたいと思ったんですが、いろいろなんぼか会議をしたりとかミーティングをしたとのことなんですが、それでは、現場の声を具体的になにがあがって、なにを市としてとり入れていったか、具体的にあればですね教えていただきたいと思えます。

居住型の関係の多床室、いわゆる3人部屋というのが、1部屋になったりとかたちになった場合には、高美園あたりで聞くと今の3倍になるというんですね。低所得者対策というのはするということですが、本当にそれで今の入居者の皆さんが、十分納得されるようなかたちになるのかなあと不安に思えます。食事にしても民間がやれば材料費は百円であと、調理費用が3百円くらい、4百円くらいですか、5百円くらいで提供する所もあるし、公的な施設で言えば、7百円くらいで済ましてるんですね。7百円のうち、調理費用が4百円くらいで食材費が3百円くらい。これが、3百円が自己負担だったんですね。これがもうまったくなくなるということ。民間にすれば、百円であるところもあるんですが、本当に今の安芸高田市の施設の状況の中でそういうことができるような、すべて施設なんか、施設ができんかったらすべて利用者の負担になるんですね。だからその移行期間として市は、どんな対策なり、支援をされるのかをお聞きしたいんですね。本当に入居者にとって大事なことですよ。そういった具体的なことをもう少し、現場から声を聞いてるんであればお答え願いたいと思えます。

松浦議長 ただ今の再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 合併をして本当に市民がよかったと今言っているかの問題でございます。もともと合併をせざるを得なかった経過から、私は話をしていく必要があると思えます。我々が合併をする段階で、決してバラ色でなかったということが現実の問題であります。全国でどこでも今まで、キラリと光るまちづくりをやってきた町というのは、大体5千前後の町が一番多かったわけですね。これ本当に住民との密接なつながりがあり、職員もやる気をおこす単位であったわけですね。しかし、我々是可以なら合併せずに、本当のまちづくりをやっていきたいという気持ちが特に安芸高田市では、それぞれの町がすばらしいまちづくりをそれぞれやっておったのであったと思えます。しかし、今の経済の実態で言いますと、このまま合併せずにおったら、極端な表現ですがしじれてなくなる恐れがあると、国の財政状況から見てですね、ならばやはり、我々は6つの町が合併をして、それで、合併特例という特典がある間に本当にいい3万5千の市をつくっていかうと、そういうことで合併をやったわけでございまして、決してバラ色が描ける状態ではなかったわけですね。いつも言いますように生き残りをかけてということですね。そういうことで、市民の皆さんと我々の考えの間に

はちょっとギャップがあると思います。市になったんだから、なんかいいことがありゃせんかと市民の意向ではなからうかと思えます。しかし実態はそうではなかったということでございます。そういうことを市民の皆さんもご理解を賜りたいということと、もう一点は、先般来財政の合理化という問題が出ておりましたが、意識からいうと市になったんで、なんか大きなことができるんじゃないかと、こういうような市民の皆さんには意識あると思いますが、3万5千というのは全国にごろごろあるちょっと大きな町村でありますんで、やっぱりそこらの意識のギャップを、皆さんにご理解をしていただければならないと思えます。去年も全国の市長大会がありましたので、私も出席したんですが、県内の市長は全部秘書を2人くらい連れて出席していました。あんなんでたった一人で来たんなら、秘書はおらんのかという話をしましたが、わしゃ秘書はいらんよ、はあ20何年東京へ再々きとるんじゃないけえ、秘書を連れてくりゃあ、足手まといになるんじゃない強がり言うたんですが、やっぱり3万ぐらいの市もですね、そういう意識かなあと、やっぱり私は合併してからも3万5千というのは町よりちいと太いんだという気持ちで秘書課も置かずやっておるわけですが、そこらの意識を変えにゃあいけんのじゃないかなと思うわけでありまして。そういうことで、どうしても市民に傷みを伴うことが多くなるというのは、私はやむをえんことじゃないかというふうに思えますんで、議員さんもそういう点では同じ意向を持っておりますので、そういうことで今後とも進めていきたいと思えますし、今先ほど来、塚本議員さんの質問にも申し上げましたように、ハードでどうしてもやらにゃあいけんものは早くやとくと、こういうことでございまして、まあ、ハードでやらにゃあいけんことは、広域葬斎場の方向が出れば、大体方向としてはもう1年のうちに出来上る、こういうことで、後はハードは状況を見ながらぼつりぼつりやっていくと、これ以上箱物をつくってもですね、費用がかかるばかりなんで、そこはもう見通しをたたにゃいけんと思えます。

今後の一番大きな問題は、道路もまだやらにゃいけんともありますが、やはり、上水・下水が一番金を食うし、足を引っ張るという問題であります。これはもう、どうしてもやらにゃいけん問題であるわけでございますが、そこらの財政見通しを立てながらやっていかんやいけん。昨日も言いましたように、後はソフトを早く充実しながら本当に住民がいい町だなあと、住んでいていいと、そう言うようなそれはハードができたからええということじゃなしに、本当に心がつながりを持てる市をつくっていくということだろうと思えます。そういう点では、安芸高田市というのは全国に誇れる、今体制ができていまして、32の振興会が動いておるといえるのは、そりゃそれぞれの地域で言やあ不満があるわけでしょうが、やはりよその市から言うとは一段抜き出るというように、私は自信を持っておるわけ

でございます、そういうことであまり派手なアドバルーンを私はあげるつもりはありませんので、着実にひとつひとつやっていくということが、大事なことだと私は思いますし、やはりご指摘のようないろんな点で合理化を、はよやらにやあいけんところがたくさんあります。そういう点では議会の皆さんにもご協力を賜っていく必要があると思いますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

松浦議長

続きまして答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

それでは、先ほどのご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、プールの運営委員会のことでございますけれど、まことに厳しい意見がございましたけれども、実はですね、これは1月に一応建設の方から教育委員会の方へ施設ができあがる前から、吉田町内の市民の方がいろんな運営委員会はあるけれども、実際にプールの運営に携わつとるような人や、市内でも大きな所でプールの運営とか国体とかそういうところにかかわつてもらつておる人の意見を聞いて、それからプールの運営をやらないと、市内にはいっぱいプールがあるんだと、その中でプールの稼働率について、将来必ず問われてくるだろうから、なにか魅力のあることを考えるための、運営委員会をつくつたらどうかという意見も聞いておつたわけです。しかし、準備等でですね追われておりまして実際に開くのが、お願ひをしたり、開くのが遅くなつたり、それから新年度の予算もついていないというのがありまして、6月になつたということでございます。これは、話があつたからでないわけですが、9月末から10月のはじめにかけては第2回目の運営委員会を開く中で、また私も厳しい意見をいただくんではないかと思ひますけど、厳しい意見をいただきながら、力を結集して奮起しながら有効活用に努力して参りたいと、このように思つています。特に年間を通したパス券をつくつて、稼働率をあげたらどうかという意見も聞いていますし、それから教室を開く中でバスを巡回させる、あるいは週によつてそのところに行くという意見も話しも聞いております。ただ指定管理にしておりますので、まあ事業団等ですね、バスを貸りていただいて、そこで教室等の募集もしてもらつという方法も、あるんでなかろうかなということも思つてますし、諸般の状況を聞いておりますと、別にあつた水泳教室ですか、その人もおられるということですが、できるだけ安芸高田の人が、よその方でお世話にならずに安芸高田の中で、頑張れることも考えていきたいという思いは持っております。一步一步着実に皆さんからいただきましたご意見を活かしながら、努力していきたいと思つておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上でございます。

松浦議長  
新川総務部長

続きまして、総務部長 新川文雄君。

出納員の配置という状況でございますけれども、確かにご指摘いた

だきます状況等もあるわけですが、現状の状況を見させていただく中で、多少のそうした温度差も出ているのも事実でございます。基本的に振り替的なかたちのものができれば、そういうところも解消でございますけれど、やはり納税組合組織そのものをですね、実施されるという状況等もございます。そういうところも考慮しながら、今後におけるご指摘いただきました支所等の対応のあり方、課の体制のあり方、そういう所もあわせて整理をさせていただきたいと思いません。

松浦議長  
沖野高齢者福祉課長

続いて、高齢者福祉課長 沖野和明君。

熊高議員さんの再質問についてでございますが、現場との協議において具体的な事例があればというご質問だったかと思えます。

ご指摘をいただきましたようにやはり、介護老人福祉施設の一番大きな問題は食費の基準日額、1,380円というものが示されましたが、その単価であると聞いております。しかしながら、この食費の自己負担につきまして、市、あるいは市の介護保険独自に施策展開ができるかという検討につきましては、今回の国の制度改正の主旨が、被保険者全体から見てどうしても、在宅の人と施設の人との負担の公平さを求めたいと、ただ低所得対策は十分に実施いたしまして、年金額が80万円以下の方につきましては、これまでの食費の負担と変わらない金額になっております。それ以上の人につきましては、若干上がる、あるいは大きく上がる所得階層がありますが、そうした国の制度改正の根本、あるいは市の介護保険財政から見ましても、こちらの制度を市の独自の判断で、かさ上げをできないかという部分につきましては、事務方といたしましては非常に厳しいものがあると、いうふうに考えております。またその他の声ではありますが、制度改正につきまして、入所者への説明を施設に任せるのではなく、市の保険者として十分制度改正の説明をして欲しいという要望が出ております。それにつきましては、市の施設の連絡協議会と連携を取りながら行なっております。

もう1点、地域包括支援センターにつきまして、ケアマネージャーの協議会から声があがっておりますが、以前から地域包括支援センターは、市に一箇所基幹を設置をさせていただくという考え方を示させていただきました。国の方で新たに各地域にランチ型と申しますか、その住民の直接的な相談窓口の機能を、置くことができるという考え方が出て参りましたので、現在、介護保険事業計画の中でやはり、安芸高田市内の市域の大きさ、あるいは高齢者の人口も絡みまして、やはりこうした機能的なものが、各旧町の単位ぐらいに必要なんじゃないかという議論を課内で現在しております。

以上でございます。

松浦議長

はい。先ほど市長に質問の中に答弁洩れがありますので市長に答弁求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

インターチェンジ周辺で今まで計画があったんか、とこういう、今の私有地、前の美土里の町有地になるんですが、というお話しですが、この資料見させていただきますと、高田インターチェンジ再開発総合計画というのが、平成14年の12月にですね、できております。これ美土里町で。その中で、今から話が出るんではと思いますが、広域の葬斎場の問題とかですね、それから若者向けの住宅を、あこはインターが近いんであったらどうかと、こういうような案とか、もう一つは、ウェルステーション、ウェルステーションというの何かようわからんんですが、要するに老人施設とかケア施設とか、それから保育施設とか、ああいう総合的なものをあそこへ、つくってはどうかというこういうような3つの大きな計画があるわけでございます。そういうような状況であるわけでありまして、広域的なあまり金のかかる公共の施設というのは恐らく、我々は今後も箱物はできるだけやめにゃあいいんことでもありますので、やはり、若者向けの住宅等については魅力あるものじゃないんかと、このように思っておりますが、まだ何も方向が出ておりません、これにするという方向は。ということでございます。

松浦議長

熊高議員にお尋ねいたします。

答弁洩れはないですか。

熊高議員

ないです。

松浦議長

ないですか。はい。

引き続き以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

はい。10番 熊高昌三君。

熊高議員

はい。時間にもう皆さん機嫌が悪くなりよりますから、市長に今お答えいただきましたが、私は、市長と高宮時代に随分長く関わらせていただきましたから、市長の性格は知っとるつもりなんです、着実に確実にやっていかれるという手法をですね、評価をして、当然市民もその市長なら大丈夫だろうといったかたちで、就任されて市長になったわけですから、そのことを私がどうこう言うつもりはないんですが、この時期に大きなアドバルーンをあげて欲しいとかそういった思いで言ったわけではないですし、ただ、三次市も1年遅れで合併したんですね。その三次市が改革では先んじていきよるんですね。そういう状況の中からやはり、先ほどから言うようにスピード感が今求められておるんじゃないかと、力のある市長だからこそスピード感さえつければですね、私はやっていただけという思いです、新しい部署も含めて市長の体制をしっかりしていただいて、ドクイヤーという時代ですから7倍くらいの今までの市長のスピードをあげてもらうようなね、そのくらいの思いで申し上げましたのでひとつご理解をいただいて、どうやったらスピードアップができるかというところに、腐

心をしていただきたいという願いをして、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

それと、まあ支所の体制見直しというところですが、同僚議員の皆さんからもあったように、権限移譲という流れの中で支所の業務というのも本当に幅広くなっておるんですね。ですから、支所に聞いてもなかなか本庁に聞かないとわからんという実態があるんですね。だったらはじめから窓口だけで受け付けて、専門的なことはここに行って下さいとか、ここから情報流しますとかね、いうかたちをした方が、市の職員もほんと大変ですよ、支所の職員も。支所におったら、全部のことを知っとかんと対応できんという状況になりますから。それよりか、あっさりもう窓口に撤して、いかに早く本庁からの連携をはかるかというような意味合いが、大事じゃないかなという意味で、再度これは今後の検討されるという中で、配慮をしていただきたいと思います。

教育長、もう一回だけ。A L Tの問題ですね、現在5名で地域に根差してということですが、他の町というのは私はあんまり知りませんが、高宮は非常に地域に根指して、3年間ほとんどおってくれた中で文化交流いうんですかね、地域交流そういうのが素晴らしいんですね。その中で語学だけじゃなしにやはり、文化の交流の中でいろいろ、いい物を掴んで本当に国際人というのが何かというところまで、高めていってもらってると思うんです。基本的にはやはり、各町におっていただいてその住民として、市民としてひとりの市民が増えたんだというような感覚のかたちの方がA L Tのかたちというのは望ましい気がします。

で、同僚議員の奥さんだということ言いにくい部分もあるんですが、甲立に明木さんの奥さんがA E TかA L Tかのかたちでおられたんですね。私もA E Tに空手を教えとった関係もあっていろいろ話をする機会が多いんですが、やはり、明木さんの他の5町のE A T、そりゃ外国から来て何もわからない方もおるわけですから、そのまとめる力は非常に大きかったと聞いておるんですね。だからその存在をどうして逃がしたんかなという気がするんですね。まあいろいろ補助金の流れとか、そういったのもあるんでしょうけどもやはり、いい人材はやはりきちっと確保して、その成果を上げるようにする方がね、多少お金がいてもすべきじゃないんかなという気がしますんで、そこらを含めてA E Tの体制というのを、再検討する方がいいんじゃないかなということで、ご提案申しあげとります。

高齢者福祉課長さん、ですよ。大体わかりましたが、福祉保健課は福祉保健部は官僚の集まりじゃないんかという雰囲気が出ておりますんで、ぜひとも現場の声を真摯に受け止めて、最終的にやるのは現場ですから、つくってしまえばおしまいですから、そのことをしっかり肝に命じて今後の検討をお願いしたいというふうに思います。



インターチェンジの土地の件、計画があるということで、私も具体的には知りませんでした。わかりましたけれども、市長言われたようにハードはもうつくるような方向じゃないということですが、住宅なんかは別ですけどもね。やはり、一等地ですから皆さんどうにか活用できんかなという思いで見えております。ですからしっかりした方法があるんなら、しっかり示した中できちっと方向付けて早く出していたで、混乱のないような位置づけをしていただきたいと思います。以上です。

松 浦 議 長

ただ今の再々質問に対し答弁を求めます。

児 玉 市 長

まず、市長 児玉更太郎君。

大変ありがたいご意見をいただきましたので、今時代が急速に進む時代でありますので、それにそろえて我々も改革を急ぐ必要があろうと思います。私の腹の中には、まだ二つや三つはすぐやりたい改革があるわけですが、あまりはよアドバルーンをあげてもですね、抵抗が多すぎて困るような気がするんで、これはまあ先般も部長会議で言ったんですが、これだけはちょっと伏せながらタイミングを見てあげにゃいけないだろうと、こういう話をしたわけですが。どうしても今すぐやらにゃあいけない課題もあるわけですが。しかしこれは、住民や職員に痛みを伴う改革になるわけですから、よほど慎重にやらないといけないというように、考えますのでその節はひとつご支援を賜るようお願いいたします。

松 浦 議 員  
佐 藤 教 育 長

続きまして、教育長 佐藤勝君。

先ほどの熊高議員の質問にお答えしたいと思います。個人の名前が出ましたので、あれですが、私も校長の時代に一緒に勤めておりましたので、よく承知しておるわけですが、有能な人材につきましては、ぜひとも雇いたいというのは同じでございます。できるだけそうやりたいと思いましたが、一応雇用条件の関係でそのようにならなかった、別の規則改正というようなことをすればいいじゃないかということもあるかと思いますが、賃金等の問題が話題になっておるといってもありますので、そういうことを教育長としてやることができなんだ、今後のひとつの大きな課題として捕らまえさせていただきます。ALTそのものが5名おりますけれども、外国から日本に来たときに生活もわからない、あるいは人間関係もわからない中で、誰かに相談する人が欲しいというのは、誰しもそういう思いを持つと思いますが、ただ一遍に6人おりましたら、あるいは5人おりましたら5人が変わるというようにはなっていないんです。毎年契約でございますから、3人帰って2人、3人はいるとか、あるいは2人帰って2人はいるとかいう経験もつながらということもございませう。もう一度繰り返すと長くなるようですが、安芸高田の場合はですね、英語の基礎基本定着状況調査が、実は平成の15年度の実施について県平均よりも落ちとったわけです。16年度が県平均より

も低かったんです。それでその内容をクリアするために、ぜひとも語学についての力をつけたいという意味で、コーディネーター的なものを雇ってやりたいということをお願いしとったわけですが、繰り返すようですけども雇用条件が合わなかった、私の努力不足もあるかもわかりませんが、一つの課題として今後も検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

松 浦 議 長  
熊 高 議 員  
松 浦 議 長

答弁洩れはないね。

議長。休憩動議。

今休憩動議がございましたが、休憩をとらしてもらってもよろしいですか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

では、暫時休憩といたします。

先ほど暫時休憩と言いましたが、15分ほど休憩をとりますので、そのあいだに用事をして下さい。

それとなお、議運の委員さん、委員長をはじめちょっと集合してください。

~~~~~

午後5時43分 休憩

午後6時03分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩前に続いて時間がちょっと過ぎとりますが開会いたします。

今ちょっと質問の中と答弁との食い違いということでいろいろ議運の方で審議いただきました。

今一度暫時休憩といたします。

~~~~~

午後6時04分 休憩

午後6時09分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

それでは休憩前に引き続いて再開いたします。

先ほど教育長に対する質疑の中で、熊高議員が質問された件について、教育長の答弁がちょっと答弁が違うということがございましたので、熊高議員にもう一度再質問、本来は3回で終わりますが、もう一度確認のため再質問してください。許します。

熊 高 議 員

それでは、先ほどの質問の答弁に対して間違いがあるんじゃないかという部分が2ヶ所あります。確認をしたいと思います。

まず、最初に、今回ALTが5人ということですが、以前は6人ALTがいたということですが、ALTは以前も5人で国際交流理解員ですかね、それが1人いたということで、合わせて6人という意味だったと思うんですが、正確な答弁ではないという思いがしますんで、その確認を1点したいと思います。

もう1点は、今の国際交流理解員、正式名称じゃないかもわかりませんが、その関係の人の雇用条件がその時期に合わなかったから、雇わなかったというような答弁がありました。これは以前にも確認ができておったと思うんですが、雇用条件が合わなかったから、できなかったんではなしに雇用をその時期にする方向を、それ以後しなかったということではなかったということではないかと、私は聞いておりますので、その点についての正確な答弁をお願いしたいと思います。以上です。

松浦議長 はい。答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。先ほどの質問にお答えを申し上げます。ALTが6人であったというように私が答えたと、このことについては訂正をさせていただきます。確かに言われるとおりALTは5人そして、もう1名国際理解講師というかたちで合わせて6人ということですので、その点は一つ、訂正をさせていただきたいと思います。

もう1点、4月以降の雇用ということですが、雇用することをしなかったんではないか、ということですが、雇用しようという努力はさせていただきました。けれども自分で雇用することができなかった、いうように私の方で整理をさせていただきたいと思います。不十分な答弁で大変ご迷惑をかけて申しわけございませんでした。

松浦議長 以上で熊高昌三君の質疑質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたします。

~~~~~

日程第3 議案第71号 島根県邑南町の公の施設を区域内に  
設置することに関する協議について

松浦議長 続いて日程第3議案第71号島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに関する協議についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第71号、議案名が島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに関する協議についてでございます。

本案は、安芸高田市生活交通確保推進計画に基づく市内バス路線の再選に伴いまして、川根農協バス停、備北の備北交通路線、これは羽須美線でございますが、これを廃止いたしますことから、島根県邑南町が川根農協バス停まで路線バスを自主運行することになりました。このことにより島根県邑南町が自主運行する路線バスが川根農協バス停まで、乗り入れることについて、地方自治条第244条の3、第1項の規定に基づき議会の議決求めるものでございます。

以上よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長

自治振興部長 田丸孝二君。

それでは、議案第71号、説明資料ということで、お手元の方に資料をお配りしておりますのでそれに基づいてご説明申しあげたいと思います。

まず、1ページでございますが、邑南町長、石橋町長の方から安芸高田市の方へ公の施設の区域外設置についてという協議書の写しでございます。次のページあります。これは、邑南町議会に今回の9月定例会に提出され9月12日に提出し、同日邑南町議会で議決されたものの写しでございます。次の図面でございます。今回の生活交通確保推進計画によりますと、安芸高田市の場合は吉田町から高宮町役場を通過して川根に行き、それから川根から羽須美を通過して阿須那車庫まで行くと、これが備北交通の路線がございました。これは、いわゆる往復4便の路線でございます。この利用実態を見てみますと、安芸高田市の利用者は1件もございませんでして、邑南町の長田地区の住民の方が1、2名利用される状況でございます。安芸高田市としては、この際この川根農協以北につきましては、廃止をしたいと邑南町に申し入れをしたところでございます。それに対しまして、邑南町の方では実は長田地区まで町営のバスを80条運行で既に走らせておりました、そのバスを川根農協まで延長したいということで今回、町営のバスを区域外に走らせるということで、議会の議決を求められたものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。邑南町の町営バスの運行案でございますが、いずれも平日運行でございます。そこにありますように坪木という地区が、後ろの地図を見ていただければわかると思いますが、そこを出発して川根農協まで来て、それから、これが6時46分に出発して川根農協に7時に着くと、それから折り返して下の段でございますが、川根農協から長田、日南川、そしてこの場合は戸河内町～羽須美中学校へ行くということで、これはスクールバスを兼ねるんですが、これが1往復をそこでします。それから、昼過ぎの14時51分に坪木を出て川根農協に15時05分に着いて、そして折り返して坪木へ15時26分に着くということでございます。で、そこにありますように、既に坪木から長田までは80条の許可を得まして、町営バスとして運営をしております。で、長田から川根につきまして今回新たに80条許可をし今回の議会の議決をしていただきたい要請でございます。

以上です。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については所管の総務企画常任委員会に付託して審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案については総務企画常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日17日から27日までを休会といたし、次回は、28日午前10時に再開いたします。

ご苦労でございました。

~~~~~

午後 6時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員